



本宮市
第2次障がい者計画

令和2年度～令和8年度



令和2年12月



福島県本宮市

はじめに

本宮市では、平成27年3月に「本宮市障がい者計画・第4期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある方が安心して地域で生活できるよう、福祉政策の充実に取り組んでまいりました。

国においては、平成28年に障害者差別解消法が施行されるとともに、障害者雇用促進法が改正される等、法体制の整備が進んでおります。国の制度改正を踏まえながら、本市においても、暮らしやすさを身近に感じていただける地域社会づくりが求められております。



このような背景の中、本市では、第1次計画の成果と課題、支援に関するニーズ調査結果を反映し、障がい者福祉の総合的な取り組みを推進するため、「本宮市第2次障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念の実現に向け、4つの基本方針を設けております。また、基本方針を達成するための基本施策を定め、今後7年間の障がい福祉事業の方向性を明示いたしました。

本計画で掲げる基本理念「障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち 共生社会を目指す もとみや」が、障がいのある方をはじめ、ご家族、市民の皆様全体により一層浸透していくことを心より期待しております。

市民の皆様、関係団体・福祉事業所の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げ、皆様とともに歩ませていただきたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場からご意見やご提言をいただきました「本宮市保健福祉行政推進協議会」委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年12月

本宮市長 高松 義行

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	5
3. 計画の期間.....	6
4. 計画の対象.....	7
5. 計画の策定方法.....	7
第2章 本市の障がい者を取り巻く現状と課題.....	8
1. 統計データからみる本宮市の現状.....	8
2. アンケート調査からみる本宮市の現状.....	14
3. 第1次計画の取り組み状況.....	25
4. 計画策定に向けた現状と課題のまとめ.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	34
1. 基本理念.....	34
2. 基本的視点.....	35
3. 基本方針.....	37
4. 施策体系.....	38
第4章 施策の展開.....	41
基本方針1. とともに支えあって暮らす.....	41
基本方針2. 住みなれた地域で暮らす.....	43
基本方針3. 自分らしく生き生きと暮らす.....	46
基本方針4. 安心・快適に暮らすためのまちづくり.....	50
第5章 計画の推進に向けて.....	52
1. 障がい者の生活を支援するネットワークの構築.....	52
2. 計画の推進体制.....	52
資料編.....	54
1. 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱.....	54
2. 本宮市保健福祉行政推進協議会（策定委員会）委員名簿.....	56
3. 本宮市障がい福祉推進本部規程.....	57
4. 策定の経緯.....	59

第1章 計画の策定にあたって



1. 計画策定の背景・趣旨

わが国では、平成18年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を進めるため、障がいのある人に係る施策の抜本的な見直しが進められてきました。

平成23年には改正障害者基本法が施行され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、平成24年には、障がいのある人の権利利益の擁護を目的とする障害者虐待防止法が施行されるとともに、平成25年には、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正施行されました。

また、平成28年には、障がいのある人の人権擁護に向けた障害者差別解消法が施行されるとともに、雇用の分野における差別を禁止する障害者雇用促進法が改正される等、各分野において障がいのある人の視点に立った支援の整備が示されました。

さらに、平成30年には、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正法が施行され、法制度の面における「共生社会」の実現に向けた動きが進められてきました。

本市では、こうした国の制度改正を十分に踏まえながら、平成22年3月に「本宮市障がい者計画」、平成27年3月に「本宮市障がい者計画・第4期障がい福祉計画」を策定する等、障がい福祉施策の総合的な推進を図ってきましたが、計画の期間満了に伴い、令和2年度から令和8年度までの7ヵ年を計画期間とした、「本宮市第2次障がい者計画」を新しく策定します。



【国における法律・制度の動向】

※法令等の名称は略称となっています。

	主な動向
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> 「発達障害者支援法」の施行 （発達障がい定義の明確化、発達障がいへの理解促進、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行なう体制の整備等）
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者自立支援法」の施行 （身体障がい、知的障がい、精神障がいの一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編等） 「バリアフリー新法」の施行 （公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障がい者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等） 「教育基本法」の全部改正 （「教育の機会均等」に関する規定に、障がいのある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記等）
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者権利条約」に署名 （障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定等）
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> 「改正障害者基本法」の施行 （障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障がい者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護を追加等）
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者虐待防止法」の施行 （障がい者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する支援の措置等）
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者総合支援法」の施行 （障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等／一部平成 26 年に施行） 「障害者優先調達推進法」の施行 （国や地方公共団体による障がい者就労施設等からの物品の調達の推進等）
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者権利条約」批准 （署名から約 7 年かけて、条約締結に向けた国内法制度改革を進め、日本は 140 番目の締結国となる）

	主な動向
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> • 「障害者差別解消法」の施行 （障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進する等） • 「改正障害者雇用促進法」の一部施行 （雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置[合理的配慮の提供義務]を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等） • 「成年後見制度利用促進法」の施行 （成年後見制度の利用の促進について、基本的な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等） • 「改正発達障害者支援法」の施行 （ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めた、きめ細やかな支援を推進、発達障害者支援地域協議会の設置等）
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行 （「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設等） • 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正法の施行 （地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等）
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者雇用促進法の一部改正法の施行 （障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等）

【県における主な動向】

福島県においては、平成 27 年 3 月に「第 4 次福島県障がい者計画」（平成 27 年度～令和 2 年度）を策定し、計画の基本理念として「障がいのある方の人権、人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現～障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を目指して」を掲げ、障がいのある方が安心して、個々の能力を思う存分発揮できる社会づくりを進めています。

また、基本目標には、次の 4 つを設定し、具体的取り組みを進めています。

○障がいのある方の地域生活への移行支援

「生活支援」、「保健・医療・福祉」、「ライフステージに応じた障がいのある子どもへの支援」を重点施策とし、グループホームでの地域生活の実現が最終目標ではなく、段階的に地域での自立した生活を望む障がいのある方に対しても適切な支援をしていくことを目指しています。

○障がいのある方が自立した生活を送るための支援

「社会参加の促進」、「雇用・就業、経済的自立の支援」を重点施策として、障がいのある方が地域社会の構成員として、自らの生活様式（ライフスタイル）を決定できるよう、生活のあらゆる場面で適切な支援をしていくことを目指しています。

○障がいのある方が活躍できる社会づくり

「生活環境」、「障がいのある方のアクセシビリティの向上」を重点施策として、障がいのある方の人権及び基本的自由が確保され、障がいのある方が地域のあらゆる場面に参加、参画し、地域に溶け込んでいる社会において、夢と希望を持ち、生き生きと自らの個性・能力を思う存分発揮し、活躍することができる社会づくりを目指しています。

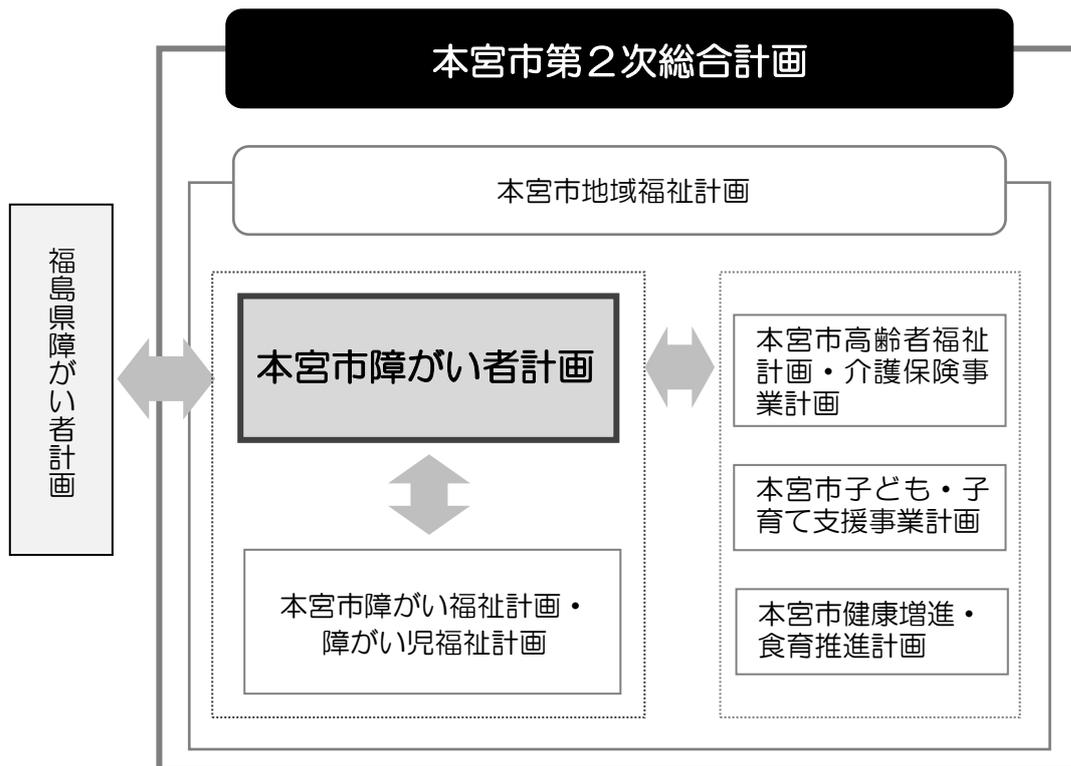
○障がいのある方にとって、安全・安心で差別のない社会づくり

「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」を重点施策として、障がいのある方に対する防災対策、防犯対策及び消費者被害からの保護が図られて、安心して生活することができる社会づくりとともに、障がいを理由とした差別がなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりを目指しています。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置付けられ、中長期的に本市における障がいのある人に関する施策全般を体系的に推進していくための基本的な方向を定めるものです。

また、本計画は「本宮市第2次総合計画」を上位計画として位置付けるとともに、その他の各種関連計画との整合性を図りながら定めるものとします。

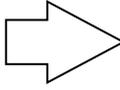
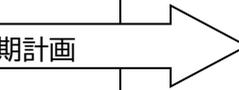


3. 計画の期間

本計画の期間は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間を踏まえ、令和2年度から令和8年度までの7ヵ年とします。

また、国や福島県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

なお、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して3年ごとの計画策定が定められていることから、令和3年度から第6期計画、令和6年度から第7期計画を策定していきます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画	第2次計画 						
							見直し 
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計 画	 第5期計画	第6期計画 			第7期計画 		

4. 計画の対象

本計画において、計画の対象である障がいのある人とは、「障害者基本法」第2条に示される「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」を総称しています。その他に、難病に起因する身体上や精神上的の障がいがある人、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等の発達障がい及びてんかんや自閉症等を有する人で、長期にわたり生活上の支障がある人等を含みます。

また、18歳未満で児童福祉法に規定する障がいのある人を障がい児、18歳以上の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定する障がいのある人を障がい者と呼びます。

障がい者施策を推進するにあたっては、市民一人ひとりや、地域、ボランティア団体や企業等、各主体が障がいに対する理解を深めることが重要であるため、市民全体も計画の対象とします。

5. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、障がいのある人等の現状を適切に把握するためのアンケート調査を実施するとともに、障がい者等や関係者の意見を反映させるため、庁内会議での検討をはじめ、本宮市保健福祉行政推進協議会での協議を経て策定しました。

また、令和2年10月22日から11月4日までパブリックコメントを実施し、ご意見を伺いました。

第2章 本市の障がい者を取り巻く現状と課題



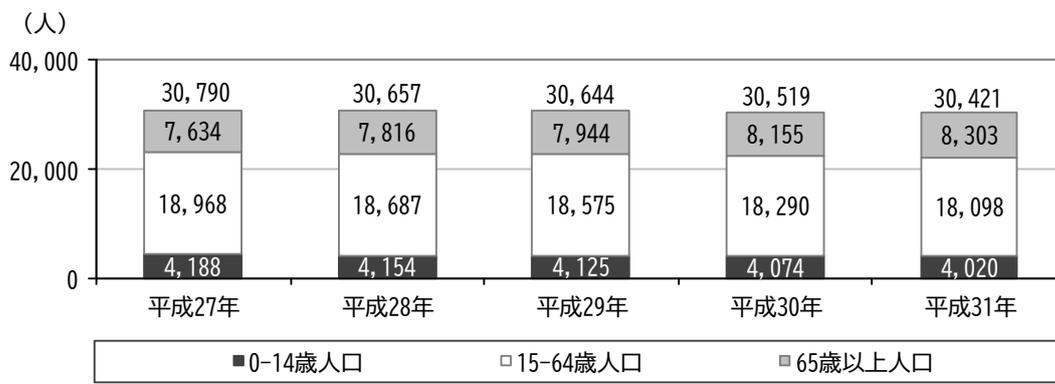
1. 統計データからみる本宮市の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市における総人口をみると、減少傾向が続き、平成31年では30,421人となっています。

年齢3区分別人口をみると、65歳以上人口（高齢者人口）が増加する一方、15-64歳人口（生産年齢人口）と0-14歳人口（年少人口）は減少傾向となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】

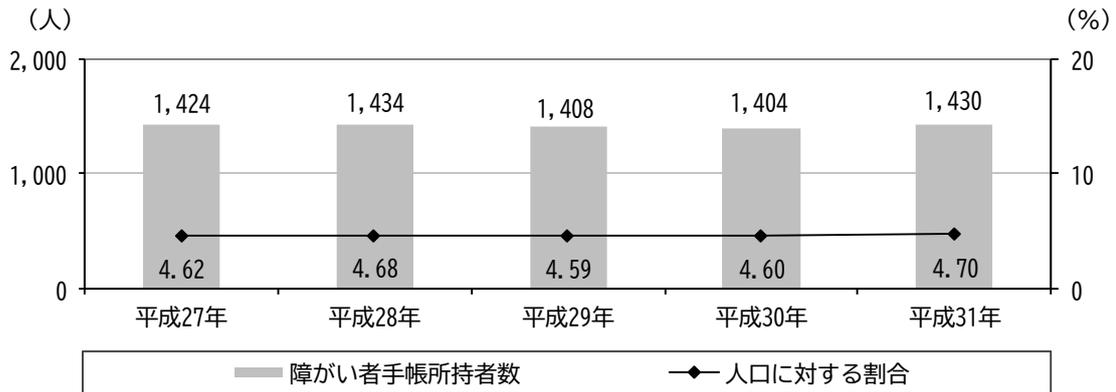


資料：住民基本台帳（各年3月末日）

(2) 障がい者手帳所持者数等の推移

障がい者手帳所持者数（身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者／重複含む）をみると、平成29年と平成30年は減少傾向でしたが、平成31年では増加に転じ、1,430人となっています。また、障がい者手帳所持者数の人口に対する割合は、平成31年では4.70%となっており、市民の約21人に1人が障がいのある状況となっています。

【障がい者手帳所持者数等の推移】



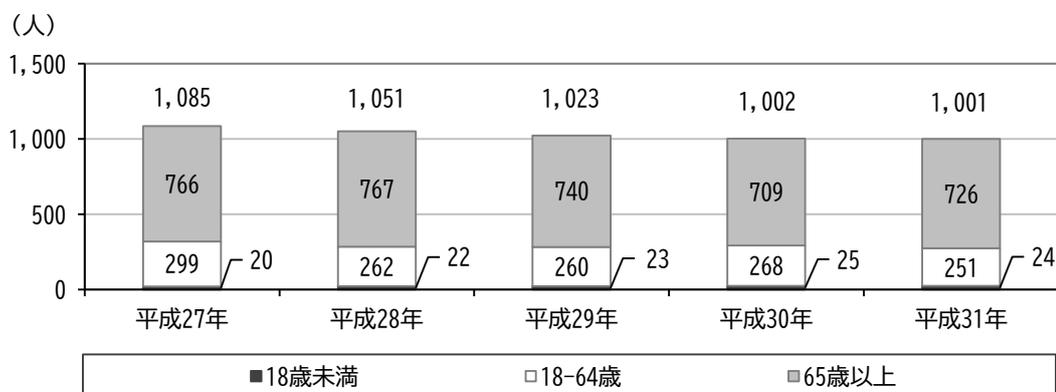
資料：社会福祉課（各年4月1日）

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の総数をみると、減少傾向が続き、平成31年では1,001人となっています。

年齢別をみると、65歳以上が最も多く、平成31年では726人（構成比72.5%）となっています。平成31年では、次いで18-64歳が251人（同25.1%）、18歳未満が24人（同2.4%）と続いています。

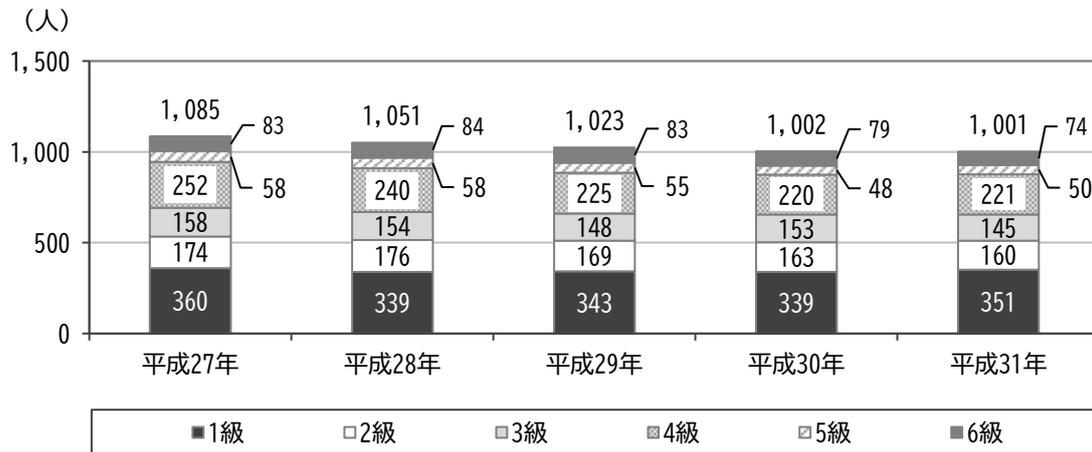
【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：社会福祉課（各年4月1日）

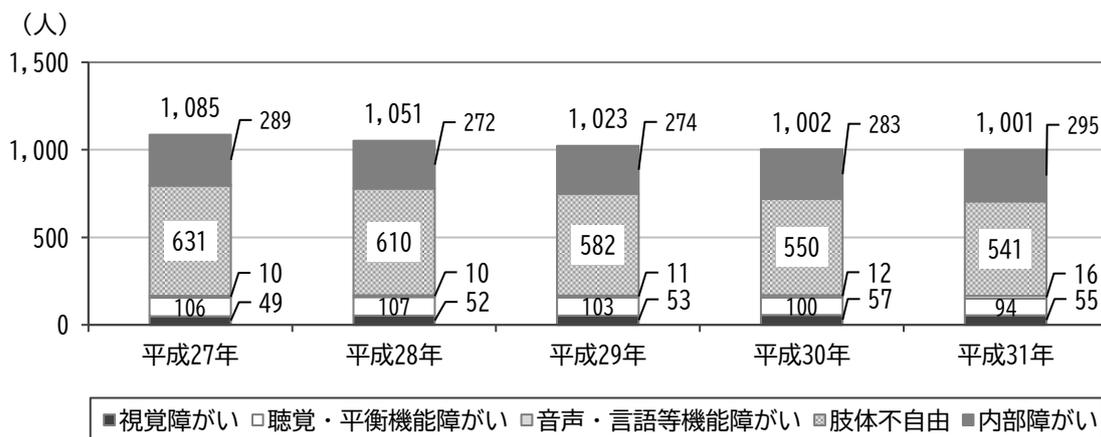
等級別をみると、1級が最も多く、平成31年では351人（構成比35.1%）となっています。平成31年では、次いで4級が221人（同22.1%）、2級が160人（同16.0%）と続いています。また、重度（1、2級）の障がい者は、511人（同51.0%）と続いています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



障がい種別をみると、肢体不自由が最も多いながら、減少傾向が続いており、平成31年では541人（構成比54.0%）となっています。平成31年では、次いで内部障がい者が295人（同29.5%）、聴覚・平衡機能障がい者が94人（同9.4%）と続いています。

【障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移】



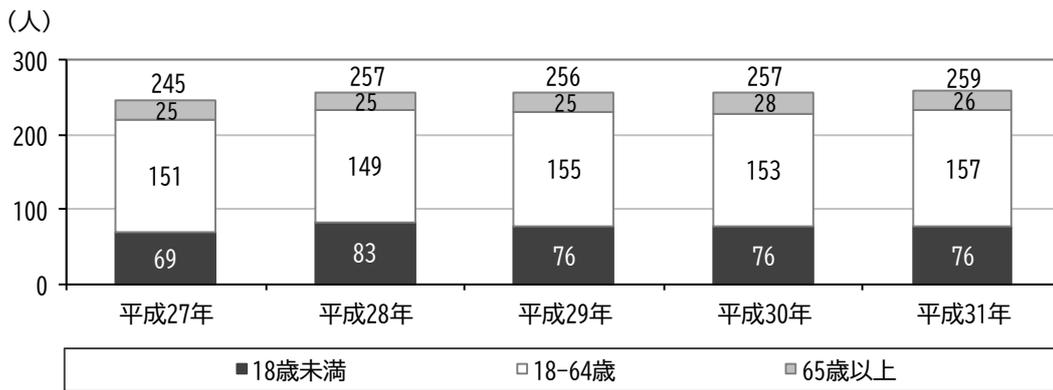
資料：社会福祉課（各年4月1日）

(4) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者の総数をみると、平成28年以降250人台で推移しており、平成31年には259人となっています。

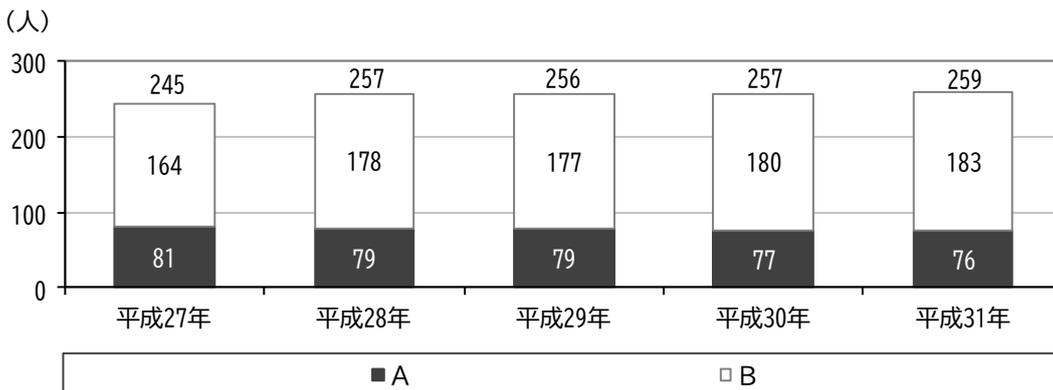
年齢別をみると、18-64歳が最も多く、平成31年には157人（構成比60.6%）となっています。平成31年には、次いで18歳未満が76人（同29.3%）、65歳以上が26人（同10.0%）となっています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】



程度別をみると、B（中度・軽度）が多く、平成31年には183人（構成比70.7%）となっています。一方A（重度）は、平成31年には76人（同29.3%）となっています。

【程度別療育手帳所持者数の推移】



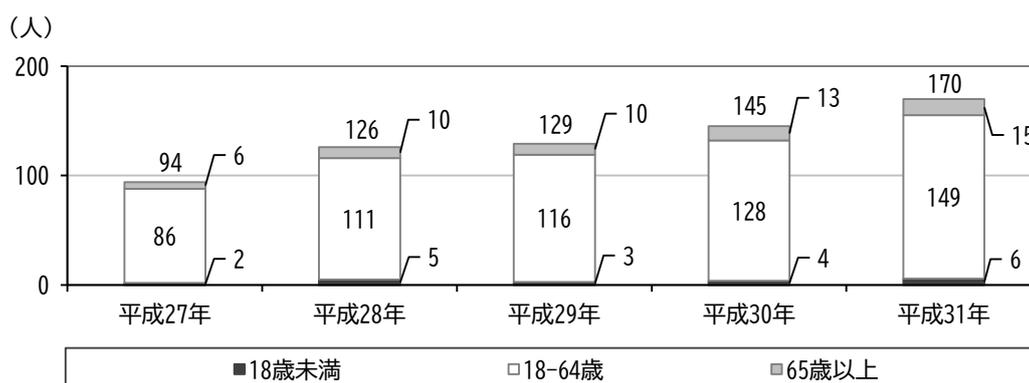
資料：社会福祉課（各年4月1日）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の総数をみると、増加傾向が続き、平成31年では170人となっています。

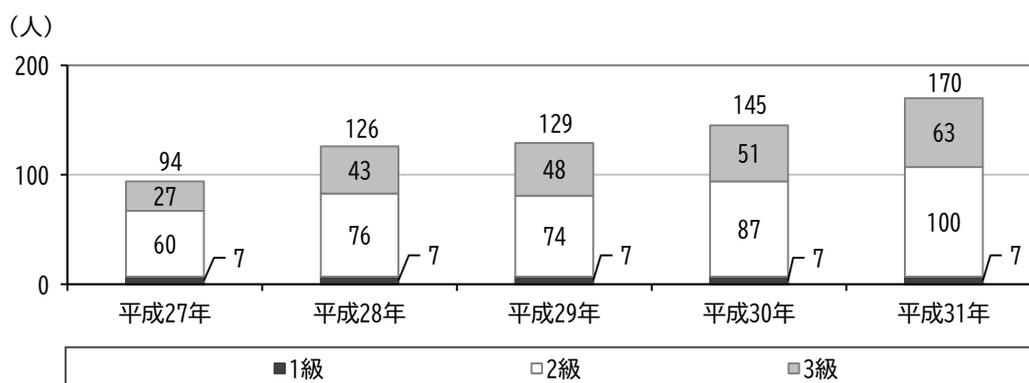
年齢別をみると、18-64歳が最も多く、増加傾向が続き、平成31年では149人（構成比87.6%）となっています。平成31年では、次いで65歳以上が15人（同8.8%）、18歳未満が6人（同3.5%）となっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



等級別をみると、2級が最も多く、平成30年以降増加傾向が続き、平成31年では100人（構成比58.8%）となっています。平成31年では、次いで3級が63人（同37.1%）、1級が7人（同4.1%）となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

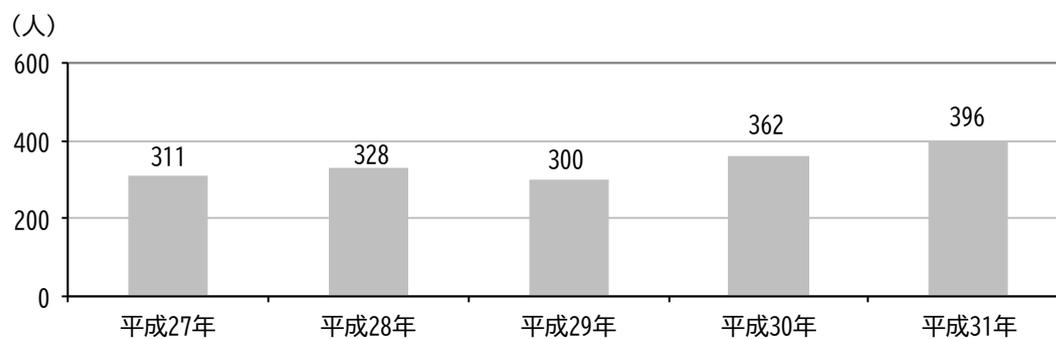


資料：社会福祉課（各年4月1日）

(6) 自立支援医療費受給者数の推移

自立支援医療費受給者数をみると、平成 30 年以降増加傾向が続き、平成 31 年では 396 人となっています。

【自立支援医療費受給者数の推移】



資料：社会福祉課（各年4月1日）

2. アンケート調査からみる本宮市の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、障がい者のふだんの生活の状況や将来への希望、考え方をお伺いし、本計画等の基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査の概要

- 調査対象者：市内在住の障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方及び自立支援医療費受給者
- 調査期間：令和元年11月8日から11月28日まで
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 回収結果：配布数 1,660 件、有効回収数 825 件、有効回収率 49.7%

③ 図表等の見方について

- 図表中の「n」は、その設問の回答者数を表します。
- 集計した数値（%）は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の数値（%）をすべて合計しても、100.0%にならない場合があります。
- 回答者数を分母として割合（%）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えることがあります。
- 本文中、調査結果の経年比較をするために「前回」と表記している箇所があります。これは平成29年8月に実施した「本宮市『第5期障がい福祉計画』策定のためのアンケート調査」を表します。

(2) アンケート調査結果の概要

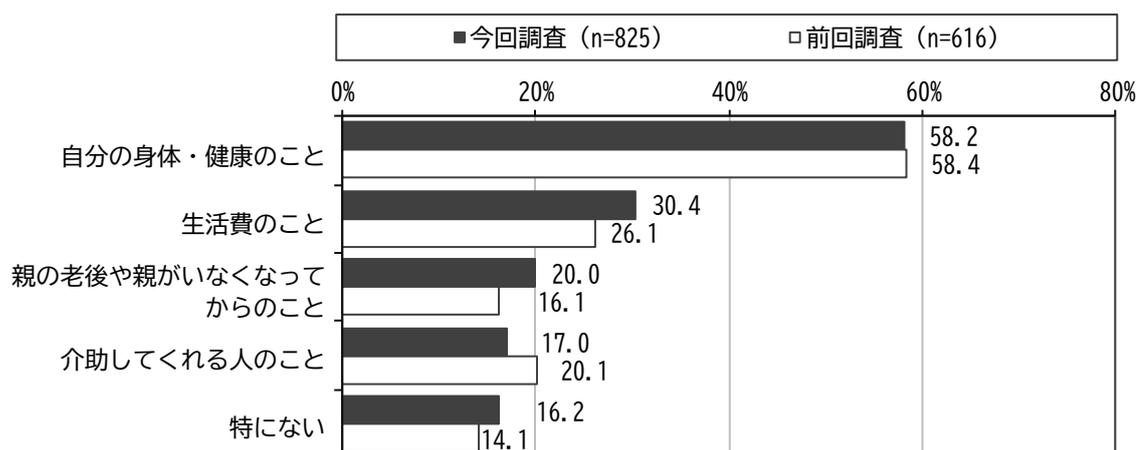
① 現在の生活で困っている・不安に思うことについて

「自分の身体・健康のこと」が58.2%と最も高く、次いで「生活費のこと」が30.4%、「親の老後や親がいなくなってからのこと」が20.0%となっています。

前回調査と比較すると、「生活費のこと」が4.3ポイント前回より増加しています。

障がい種別をみると、身体障がい者では「自分の身体・健康のこと」が、知的障がい者では「親の老後や親がいなくなってからのこと」が、精神障がい者では「自分の身体・健康のこと」と「生活費のこと」が、それぞれ最も高くなっています。また、知的障がい者では「親の老後や親がいなくなってからのこと」が、精神障がい者では「生活費のこと」と「親の老後や親がいなくなってからのこと」、「就職・仕事のこと」が、全体と比べ20ポイント以上高くなっています。

【現在の生活で困っている・不安に思うこと（上位5項目／複数回答）】



※今回調査の「就職・仕事のこと」は、6位以下で13.2%。

【障がい種別・現在の生活で困っている・不安に思うこと（上位5項目／複数回答）】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 (n=371)	自分の身体・健康のこと	生活費のこと	介助してくれる人のこと	特にない	住宅・生活の場所のこと/ 親の老後や親がいなくなってからのこと
	61.2%	25.1%	19.4%	18.6%	9.4%
知的障がい者 (n=90)	親の老後や親がいなくなってからのこと	自分の身体・健康のこと	生活費のこと	学校卒業後の進路のこと	就職・仕事のこと
	45.6%	32.2%	21.1%	18.9%	
精神障がい者 (n=70)	自分の身体・健康のこと	生活費のこと	親の老後や親がいなくなってからのこと	就職・仕事のこと	相談できる人がいないこと
	61.4%		47.1%	41.4%	17.1%

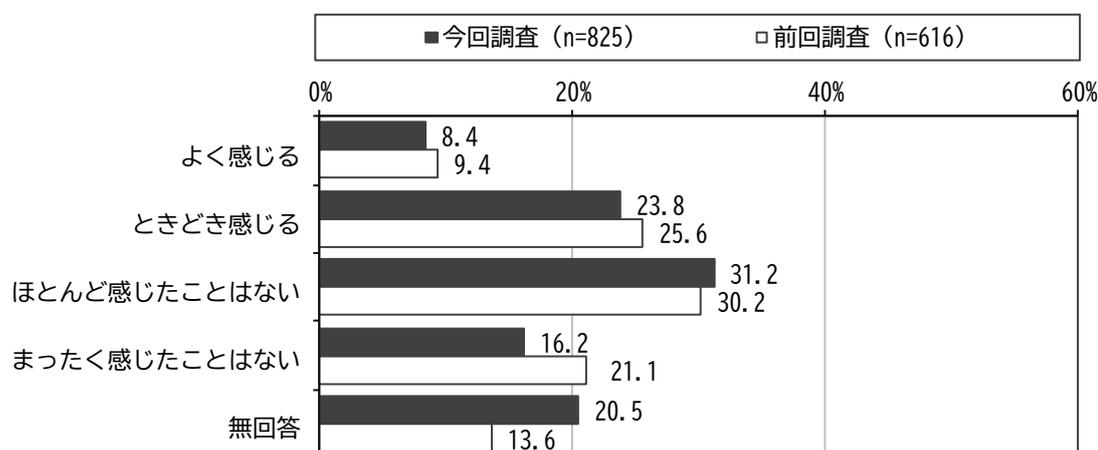
② 差別や偏見等を感じることの有無について

「ほとんど感じたことはない」が 31.2%と最も高く、「まったく感じたことはない」(16.2%) を合わせた『感じたことはない』は 47.4%となっています。反対に、「よく感じる」(8.4%) と「ときどき感じる」(23.8%) を合わせた『感じる』は 32.2%となっています。

前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい種別をみると、身体障がい者では『感じたことはない』が 54.1%で、『感じる』(25.0%) を上回っているのに対し、知的障がい者と精神障がい者では、『感じる』(知的障がい者 43.3%、精神障がい者 51.4%) が『感じたことはない』(知的障がい者 36.6%、精神障がい者 34.3%) を上回っています。

【差別や偏見等を感じることの有無（単数回答）】



【障がい種別・差別や偏見等を感じることの有無（単数回答）】

	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答
身体障がい者 (n=371)	5.1%	19.9%	35.8%	18.3%	20.8%
	『感じる』 25.0%		『感じたことはない』 54.1%		
知的障がい者 (n=90)	10.0%	33.3%	23.3%	13.3%	20.0%
	『感じる』 43.3%		『感じたことはない』 36.6%		
精神障がい者 (n=70)	15.7%	35.7%	24.3%	10.0%	14.3%
	『感じる』 51.4%		『感じたことはない』 34.3%		

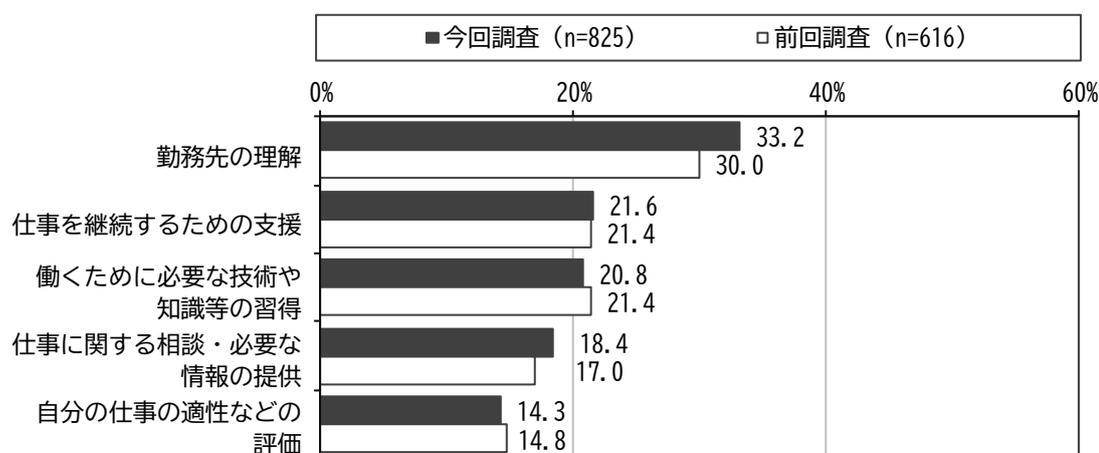
③ 障がい者が働くために必要なことについて

「勤務先の理解」が33.2%と最も高く、次いで「仕事を継続するための支援」が21.6%、「働くために必要な技術や知識等の習得」が20.8%となっています。

前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい種別をみると、いずれも「勤務先の理解」が最も高くなっています。また、知的障がい者では「働く障がい者の仲間づくりの場」が、精神障がい者では「仕事を継続するための支援」が、全体と比べ10ポイント以上高くなっています。

【障がい者が働くために必要なこと（上位5項目／複数回答）】



※今回調査の「働く障がい者の仲間づくりの場」は、6位以下で10.1%。

【障がい種別・障がい者が働くために必要なこと（上位5項目／複数回答）】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 (n=371)	勤務先の理解	働くために必要な技術や知識等の習得	仕事に関する相談・必要な情報の提供	仕事を継続するための支援	移動のための支援/ 希望する勤務形態・時間を選ぶこと
	32.6%	20.2%	17.5%	16.7%	14.8%
知的障がい者 (n=90)	勤務先の理解	働くために必要な技術や知識等の習得	仕事に関する相談・必要な情報の提供	仕事を継続するための支援	働く障がい者の仲間づくりの場
	36.7%	30.0%	26.7%	24.4%	22.2%
精神障がい者 (n=70)	勤務先の理解	仕事を継続するための支援	働くために必要な技術や知識等の習得	仕事に関する相談・必要な情報の提供	自分の仕事の適性などの評価
	42.9%	35.7%	22.9%	21.4%	20.0%

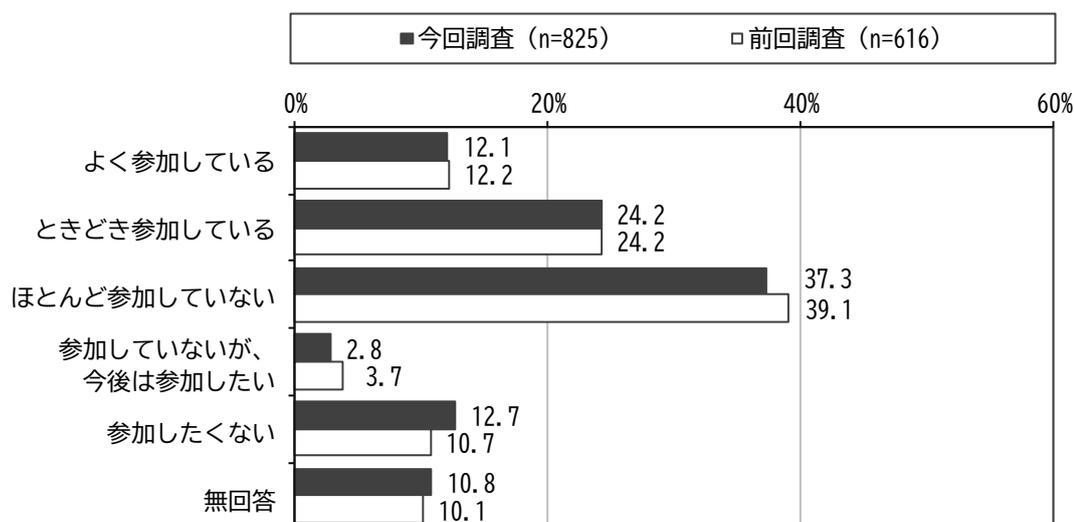
④ 地域の活動や行事への参加状況について

「ほとんど参加していない」が37.3%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が24.2%、「参加したくない」が12.7%となっています。

前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい種別をみると、いずれも「ほとんど参加していない」が最も高くなっています。また、精神障がい者では「参加したくない」が、全体と比べ10ポイント以上高くなっています。

【地域の活動や行事への参加状況（単数回答）】



【障がい種別・地域の活動や行事への参加状況（単数回答）】

	よく参加している	ときどき参加している	ほとんど参加していない	参加していないが、 今後は参加したい	参加したくない	無回答
身体障がい者 (n=371)	17.5%	24.5%	35.0%	2.2%	8.9%	11.9%
知的障がい者 (n=90)	6.7%	15.6%	45.6%	7.8%	17.8%	6.7%
精神障がい者 (n=70)	10.0	18.6%	37.1%	2.9%	22.9%	8.6%

⑤ 避難行動要支援者名簿登録制度の認知度について

「知らない」が58.4%と最も高く、次いで「知っているが、登録していない」が20.8%、「知っており、登録している」が11.2%となっています。

障がい種別をみると、いずれも「知らない」が最も高く、特に精神障がい者では、全体と比べ20ポイント以上高くなっています。

【避難行動要支援者名簿登録制度の認知度（単数回答）】

	知っており、登録している	知っているが、登録していない	知らない	無回答
全体(n=825)	11.2%	20.8%	58.4%	9.6%
身体障がい者(n=371)	14.3%	24.8%	49.1%	11.9%
知的障がい者(n=90)	10.0%	14.4%	67.8%	7.8%
精神障がい者(n=70)	5.7%	10.0%	82.9%	1.4%

⑥ 福祉避難所の認知度について

「福祉避難所について、何も知らない」が58.8%と最も高く、次いで「福祉避難所の名前は聞いたことがあるが、内容も市内の場所も知らない」が12.4%、「福祉避難所の名前や内容も、市内の場所も知っている」が11.0%となっています。

障がい種別をみると、いずれも「福祉避難所について、何も知らない」が最も高くなっています。

【福祉避難所の認知度（単数回答）】

	福祉避難所の名前や内容も、市内の場所も知っている	福祉避難所の名前や内容は知っているが、市内の場所は知らない	福祉避難所の名前は聞いたことがあるが、内容も市内の場所も知らない	福祉避難所について、何も知らない	無回答
全体(n=825)	11.0%	6.9%	12.4%	58.8%	10.9%
身体障がい者(n=371)	12.4%	6.7%	11.9%	55.0%	14.0%
知的障がい者(n=90)	5.6%	6.7%	10.0%	67.8%	10.0%
精神障がい者(n=70)	10.0%	7.1%	21.4%	68.6%	2.9%

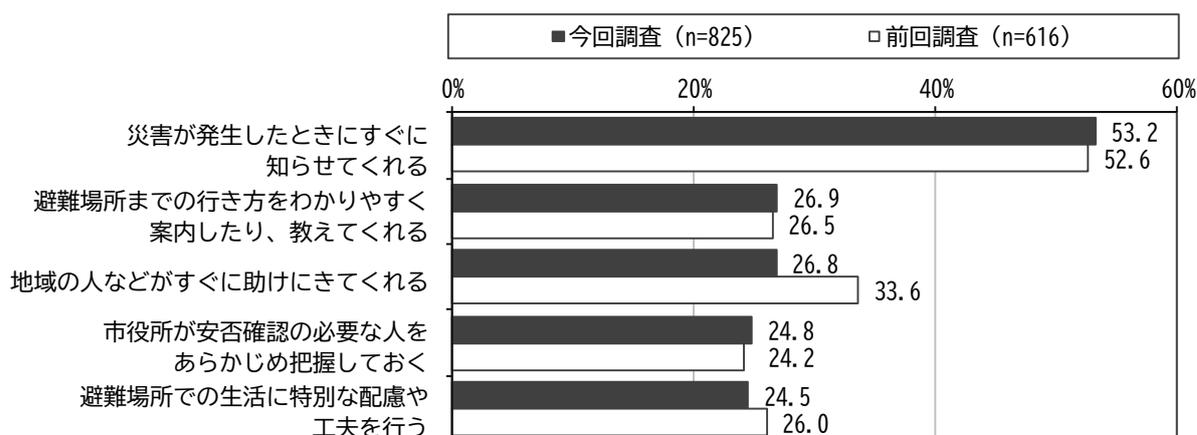
⑦ 災害等の緊急時の対応で重要だと思うことについて

「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる」が53.2%と最も高く、次いで「避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教えてくれる」が26.9%となっています。

前回調査と比較すると、「地域の人などがすぐに助けにきてくれる」が6.8ポイント減少しています。

障がい種別をみると、いずれも「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる」が最も高くなっています。

【災害等の緊急時の対応で重要だと思うこと（上位5項目／3つまでの複数回答）】



【障がい種別・災害等の緊急時の対応で重要だと思うこと

（上位5項目／3つまでの複数回答）】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 (n=371)	災害が発生したときにすぐに知らせてくれる	市役所が安否確認の必要な人をあらかじめ把握しておく	地域の人などがすぐに助けにきてくれる	避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教えてくれる	避難場所での生活に特別な配慮や工夫を行う
	56.9%	27.8%	25.3%	22.9%	
知的障がい者 (n=90)	災害が発生したときにすぐに知らせてくれる	日ごろから災害などに備えて避難や救助の練習をしておく	避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教えてくれる	地域の人などがすぐに助けにきてくれる	避難場所での生活に特別な配慮や工夫を行う
	47.8%	38.9%	35.6%	26.7%	
精神障がい者 (n=70)	災害が発生したときにすぐに知らせてくれる	避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教えてくれる	災害など非常事態になった後の相談体制を整えておく	避難場所での生活に特別な配慮や工夫を行う	日ごろから災害などに備えて避難や救助の練習をしておく
	48.6%	35.7%	31.4%	28.6%	25.7%

⑧ 成年後見制度の認知度について

「名前も内容も知らない」が34.5%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.2%、「名前も内容も知っている」が17.7%となっています。

障がい種別をみると、いずれも「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。

【成年後見制度の認知度（単数回答）】

	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
全体(n=825)	17.7%	26.2%	34.5%	21.6%
身体障がい者 (n=371)	19.1%	25.6%	31.0%	24.3%
知的障がい者 (n=90)	18.9%	21.1%	41.1%	18.9%
精神障がい者 (n=70)	15.7%	35.7%	40.0%	8.6%

⑨ 介助者・支援者の年齢について

「60～69歳」が17.8%と最も高く、次いで「50～59歳」が13.9%、「70～79歳」が12.2%となっています。また60歳以上の割合は、39.6%となっています。

障がい種別をみると、身体障がい者と精神障がい者では「60～69歳」が、知的障がい者では「50～59歳」が最も高くなっています。また60歳以上の割合は、身体障がい者が45.9%、知的障がい者が27.8%、精神障がい者が29.9%となっています。

【介助者・支援者の年齢（上位5項目／単数回答）】

	1位	2位	3位	4位	5位
全体(n=825)	60～69歳	50～59歳	70～79歳	80歳以上	40～49歳
	17.8%	13.9%	12.2%	9.6%	6.8%
身体障がい者 (n=371)	60～69歳	50～59歳	70～79歳	80歳以上	40～49歳
	18.9%	14.3%	13.5%		3.0%
知的障がい者 (n=90)	50～59歳	40～49歳	60～69歳	30～39歳	70～79歳
	24.4%	17.8%	16.7%	10.0%	7.8%
精神障がい者 (n=70)	60～69歳	50～59歳	40～49歳	70～79歳	80歳以上
	15.7%	12.9%	7.1%		

※知的障がい者の「80歳以上」は、6位以下で3.3%。

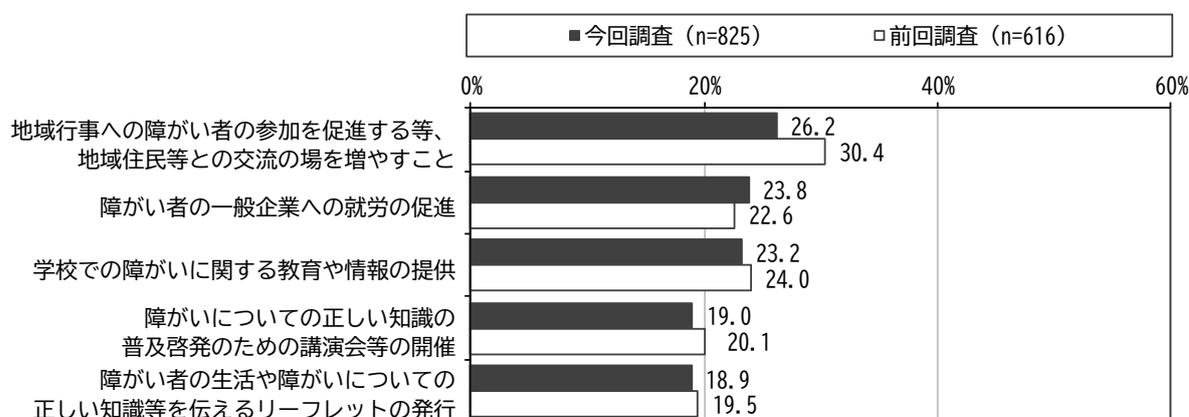
⑩ 地域の理解を進めていくために重要なことについて

「地域行事への障がい者の参加を促進する等、地域住民等との交流の場を増やすこと」が26.2%と最も高く、次いで「障がい者の一般企業への就労の促進」が23.8%、「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が23.2%となっています。

前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい種別をみると、身体障がい者と知的障がい者では「地域住民等との交流の場を増やすこと」が、精神障がい者では「障がい者の一般企業への就労の促進」が最も高くなっています。また、精神障がい者では「障がい者の一般企業への就労の促進」と「正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催」が、全体と比べ10ポイント以上高くなっています。

【地域の理解を進めていくために重要なこと（上位5項目／3つまでの複数回答）】



【障がい種別・地域の理解を進めていくために重要なこと

(上位5項目／3つまでの複数回答／選択肢の文言の一部省略)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 (n=371)	地域住民等との交流の場を増やすこと	学校での障がいに関する教育や情報の提供	正しい知識等を伝えるリーフレットの発行	障がい者の一般企業への就労の促進	正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催
	27.0%	18.9%	18.3%	17.0%	16.2%
知的障がい者 (n=90)	地域住民等との交流の場を増やすこと	障がい者の一般企業への就労の促進	正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催	学校での障がいに関する教育や情報の提供	正しい知識等を伝えるリーフレットの発行
	32.2%	27.8%		23.3%	21.1%
精神障がい者 (n=70)	障がい者の一般企業への就労の促進	正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催	学校での障がいに関する教育や情報の提供	地域住民等との交流の場を増やすこと	正しい知識等を伝えるリーフレットの発行
	37.1%	30.0%	28.6%	27.1%	24.3%

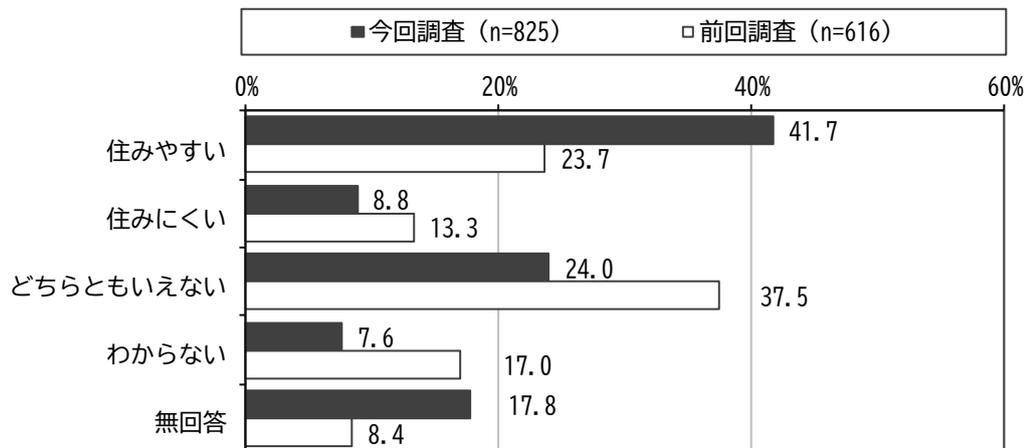
⑪ 住んでいる地域の印象について

「住みやすい」が41.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が24.0%、「住みにくい」が8.8%となっています。

前回調査と比較すると、「住みやすい」が18.0ポイント増加する一方、「どちらともいえない」が13.5ポイント減少しています。

障がい種別をみると、いずれも全体と比べ概ね同様の傾向となっています。

【住んでいる地域の印象（単数回答）】



【障がい種別・住んでいる地域の印象（単数回答）】

	住みやすい	住みにくい	どちらともいえない	わからない	無回答
身体障がい者 (n=371)	41.8%	6.7%	26.7%	5.1%	19.7%
知的障がい者 (n=90)	45.6%	7.8%	20.0%	10.0%	16.7%
精神障がい者 (n=70)	41.4%	12.9%	21.4%	12.9%	11.4%

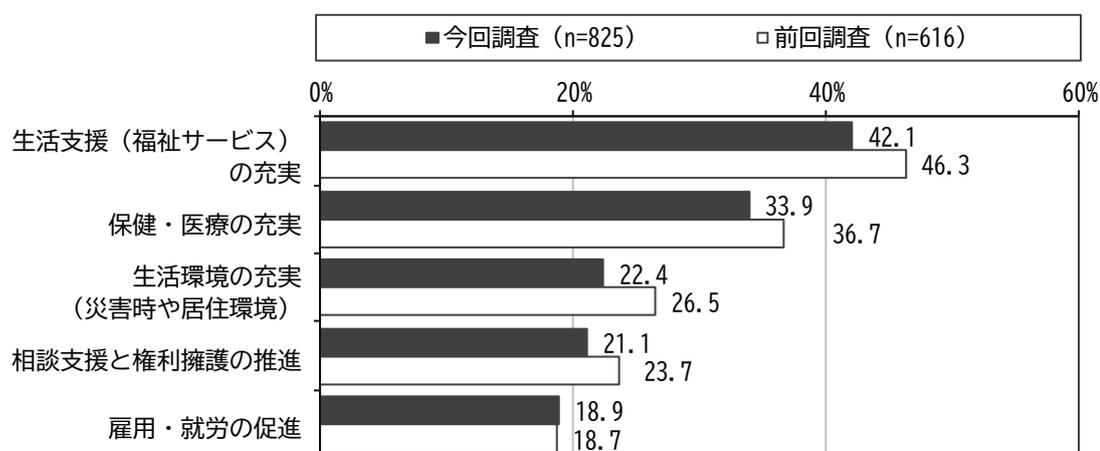
⑫ 安心のまちづくりに向け、力を入れるべきことについて

「生活支援（福祉サービス）の充実」が42.1%と最も高く、次いで「保健・医療の充実」が33.9%、「生活環境の充実（災害時や居住環境）」が22.4%となっています。

前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい種別をみると、いずれも「生活支援（福祉サービス）の充実」が最も高くなっています。また、知的障がい者と精神障がい者では「雇用・就労の促進」が、全体と比べ10ポイント以上高くなっています。

【安心のまちづくりに向け、力を入れるべきこと（上位5項目／3つまでの複数回答）】



【障がい種別・安心のまちづくりに向け、力を入れるべきこと

（上位5項目／3つまでの複数回答）】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 (n=371)	生活支援（福祉サービス）の充実	保健・医療の充実	生活環境の充実（災害時や居住環境）	相談支援と権利擁護の推進	雇用・就労の促進
	46.1%	36.9%	25.3%	18.9%	10.0%
知的障がい者 (n=90)	生活支援（福祉サービス）の充実	生活環境の充実（災害時や居住環境）	雇用・就労の促進	保健・医療の充実	相談支援と権利擁護の推進
	48.9%	30.0%	28.9%	27.8%	22.2%
精神障がい者 (n=70)	生活支援（福祉サービス）の充実	保健・医療の充実	雇用・就労の促進	相談支援と権利擁護の推進	生活環境の充実（災害時や居住環境）
	40.0%	31.4%		30.0%	24.3%

3. 第1次計画の取り組み状況

本宮市障がい者計画（第1次／平成27年度～令和元年度）の取り組み状況及び課題については、次のとおりです。

※事業項目が多いため、主な実績（成果）と課題のみ記載。

(1) 互いに尊重しあう共生社会づくりについて

① 障がいに対する理解の促進について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の広報紙「本宮市社協だより・ふれあい」等を通じ、「手話講習会」等の情報を発信。 ●社会福祉協議会主催による「福祉教育（共育）」として、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、障がい者との交流会や手話体験等を実施。 ●障がいのある人とそうでない人との交流機会として、「世界自閉症啓発デー本宮」を開催。 ●社会福祉協議会（ボランティア連絡協議会）をメインに、ボランティアの育成・活動支援等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報活動については、年間を通しての情報発信が課題。 ●ボランティアの育成・活動支援については、関係団体との連携強化が課題。

② 権利擁護・虐待防止等について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度を推進するため、費用助成を検討（令和2年度から実施）。 ●人権擁護委員による人権相談所の開設や子どもまつり等の各種イベントをはじめ、学校訪問・ラジオ等により、啓発活動を実施。また平成30年度には、世界人権宣言70周年及び人権擁護委員制度70周年記念事業として、人権パネル展示を開催。 ●毎年度、本宮市高齢者及び障害者虐待防止連絡会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の関連活動については、対象者の把握が課題。 ●人権擁護委員の活動については、認知不足が課題。 ●虐待防止については、複合的な問題を抱えている対象者や世帯に対する適切な対応・支援が課題。

(2) 住みなれた地域で暮らす環境づくりについて

① 生活支援、相談支援、情報提供について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ●施設・居宅介護等のサービス利用等、必要な障がい福祉サービスを提供。 ●地域生活支援事業については、安達管内3市村共同で推進。 ●相談支援については、関係機関との連携により、多様化・複雑化するニーズに対応した相談支援を実施。また、家庭児童相談員を2名配置し、障がい等に問題を抱える児童や保護者の相談支援を実施（家庭児童相談員による令和元年度相談受付件数：延べ2,594件）。 ●「広報もとみや」や「身体障害者手帳のしおり」、「療育手帳のしおり」等の情報提供を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業については、サービス提供事業所の確保が課題。 ●相談支援については、関係機関相互の情報共有が課題。また、家庭児童相談員の相談件数が増加していることから、業務内容についてのあり方等の検討が課題。 ●情報提供については、点字化、音訳等による媒体の充実が課題。

② 保健・医療・健康づくり環境について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの発生予防・早期発見とフォローについては、疾患の発生から障がいに至ることがないように、生活習慣病の早期発見、重症化予防のための住民健診及び保健指導を実施。また、乳幼児健診で発達経過観察となった際、各種健康相談や自立支援協議会主催の遊びの広場等で、個別と集団の指導の場を利用しながら、就学まで切れ目のない体制を整備。 ●保健課等への来所や電話による相談は、社会福祉課を通して相談支援事業所へつなげる連携を行う。 ●心の健康づくり・自殺予防については、対面相談による「こころの相談室」や電話相談による「きぼうホットライン」をはじめ、自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」や相談窓口を記載したリーフレットの全戸配布を実施。また、臨床心理士や委託医療機関との連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの発生予防・早期発見とフォローについては、専門医療機関と相談支援専門員の不足とともに、医療的ケア児の相談支援体制の未整備が課題。また、乳幼児期と就学時以降のフォロー体制に、切れ目が生じていることが課題。

(3) 地域の中で自立した生活が送れるまちづくりについて

① 子どもの育ちへの支援について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ●療育については、家庭児童相談員が「すくすく広場」に参加し、対象乳幼児の経過観察や助言を行うとともに、保護者の個別相談に対応。 ●子育て支援サービスについては、えぽか、地域子育て支援センター等での子どもの遊び場の提供、親子の交流、子育て相談の実施とともに、ファミリーサポートセンターの運営やホームスタート等を実施。 また平成30年度に、子育て応援センターあゆみを開所し、妊娠期から子育て期までのさまざまな相談に応じ、切れ目のない支援を実施。 ●特別支援教育については、通常学級における支援を要する児童・生徒に対し、特別支援教育支援員を配置（令和元年度特別支援教育支援員配置数：20名）。また、南達方部特別支援教育推進協議会において、研修会と視察研修を実施するとともに、教育支援委員会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ●療育については、専門性の向上や相談時対応のレベルアップが課題。 ●子育て支援サービスについては、子育て世帯のニーズに対応した子どもの遊び場の拡充とともに、ファミリーサポートセンターやホームスタートの効果的な周知方法が課題。また、子育て応援センターあゆみにおいては、関係機関の情報共有の場の充実が課題。 ●特別支援教育については、特別支援教育支援員の確保が課題。

② 雇用・就労の支援について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度、安達管内3市村共同で、合同企業説明会「障がい者おしごとフェア in あだち」を開催（令和元年度開催実績：管内の企業9社が参加、障がい者39名受講）。 ●官公需の雇用促進については、保健福祉部の予算関係で執行。 	<ul style="list-style-type: none"> ●官公需の雇用促進については、実績値の低迷が課題。

③ 各種活動への参加促進等について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の参加を側面的に支える取り組みとして、手話通訳の派遣等を実施。 ●障がい者団体の活動支援を実施。 ●まちづくり等への参画促進については、各種委員会の委員募集において、障がい者やその家族が参加できるよう募集し、委員として参加していただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習やスポーツ活動等への参加促進については、障がいのある人が参加しやすい講座を企画することが課題。 ●障がい者団体の活動支援については、団体会員の高齢化と活動の維持が課題。 ●まちづくり等への参画促進については、各種委員会等へのより積極的な参加とともに、障がい者やその家族の意見が事業等に反映できる体制づくりが課題。

(4) 安心・快適に暮らすためのまちづくり

① 快適な生活環境づくりについて

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ●外出支援については、重度障がい者タクシー料金等助成事業やリフト付自動車による福祉有償運送サービス等を実施。 ●ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりについては、中央公民館等所管の施設に、車いすマークの駐車スペースを整備。 ●筆談マークを設置しての筆談対応等、障がい者にやさしい市内の環境づくりを推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央公民館とサンライズもともみやには、エレベーターがないことから、施設の改修が課題。

② 安全・安心なまちづくりについて

主な実績（成果）	課題
<p>●防災対策については、防災行政無線のデジタル化とFM電波による多重化を図り、聴覚障がい者に対する文字放送戸別受信機の無償配布を行うとともに、避難行動要支援者台帳システムと住基情報の連携を開始。また、高齢者や障がい者の避難と誘導を想定した訓練や、ろう者と手話通訳者に参加を依頼した訓練を実施。</p> <p>●地域ぐるみの安全活動については、南達交通安全大会及び各交通安全運動において、夜光反射材用品の配布や啓発活動を実施。また、消費生活にかかわる被害を未然に防ぐよう、啓発チラシの配布やまちづくり出前講座を実施。</p>	<p>●防災対策については、避難行動へと結びつける意識啓発のあり方や災害時の支援のあり方の検討が課題。</p> <p>●地域ぐるみの安全活動については、障がい者に対する理解促進が課題。</p>



4. 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

本市の障がい者を取り巻く現状を整理すると、主な課題として以下の点が挙げられます。

(1) 障がいに対する理解の促進について

国においては、平成23年に改正障害者基本法が施行され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、それ以降、平成28年に障がい者差別の解消のための「障害者差別解消法」が施行される等、法制度の面における「共生社会」の実現に向けた動きは拡大しています。

アンケート調査結果で差別や偏見等を感じるものの有無をみると、「ほとんど感じたことはない」(31.2%)と「まったく感じたことはない」(16.2%)を合わせた『感じたことはない』(47.4%)は5割弱で、「よく感じる」(8.4%)と「ときどき感じる」(23.8%)を合わせた『感じる』(32.2%)を上回っているものの、差別や偏見等を『感じる』人が少なからずいる状況が伺えます。また、障がい者が働くために必要なことをみると、「勤務先の理解」(33.2%)が最上位となっているとともに、地域の理解を進めていくために重要なことをみると、「学校での障がいに関する教育や情報の提供」(23.2%)が上位となっていることから、職場等での障がいに対する理解促進が必要とされています。

市の取り組み状況においては、広報活動では、年間を通しての情報発信が、また、交流事業の開催とボランティアの育成・活動支援では、関係団体との連携強化が課題として挙げられています。



●年間を通しての広報活動の推進と関係団体との連携強化による

障がいに対する理解促進

(2) 権利擁護・虐待防止等について

国においては、平成 24 年に障がい者の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待防止法」が施行され、養護者や障がい者福祉施設従事者、雇用者等による障がい者への虐待の防止とその養護者に対する支援等が示されています。また、平成 28 年には、成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進の取り組み強化が示されています。

アンケート調査結果で成年後見制度の認知度をみると、「名前も内容も知らない」(34.5%) が3割半ばと最も高く、反対に、「名前も内容も知っている」(17.7%) が2割弱にとどまっていることから、成年後見制度の周知強化が必要とされています。

市の取り組み状況においては、成年後見制度の関連活動では対象者の把握が、人権擁護委員の活動では認知不足が、虐待防止については、複合的な問題を抱えている対象者や世帯に対する適切な対応・支援等が課題として挙げられています。



●成年後見制度や人権擁護委員の活動の周知強化等による
権利擁護・虐待防止等の推進

(3) 生活支援につながる相談支援について

アンケート調査結果で現在の生活で困っている・不安に思うことをみると、「生活費のこと」(30.4%) や「親の老後や親がいなくなること」(20.0%) が2割以上となっています。

市の取り組み状況においては、関係機関相互の情報共有とともに、相談支援事業所をはじめとしたサービス提供事業所の確保や、各種相談業務における支援のあり方等の検討が課題として挙げられています。



●関係機関との情報共有の強化等による相談支援の充実

(4) 保健・医療環境等について

アンケート調査結果で現在の生活で困っている・不安に思うことをみると、「自分の身体・健康のこと」(58.2%)が6割弱と、最も高くなっています。また、安心のまちづくりに向け、力を入れるべきことをみると、「保健・医療の充実」(33.9%)が上位に挙げられています。

市の取り組み状況においては、障がいの発生予防・早期発見とフォローでは、専門医療機関や相談支援専門員の不足とともに、医療的ケア児の相談支援体制の未整備等が課題として挙げられています。



●専門医療機関や相談支援専門員の確保及び
医療的ケア児の相談支援体制の整備等による保健・医療環境の充実

(5) 防災対策について

国においては、災害対策基本法の改正に伴う「避難行動要支援者名簿の作成」が求められており、また、本市においても令和元年10月に東日本台風被害が発生したことから、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、防災体制のあり方の検討が求められています。

アンケート調査結果で避難行動要支援者名簿登録制度の認知度をみると、「知らない」(58.4%)が6割弱と、最も高くなっています。また、福祉避難所の認知度をみても、「福祉避難所について、何も知らない」(58.8%)が6割弱と、最も高くなっています。

市の取り組み状況においては、避難行動へと結びつける意識啓発のあり方や災害時の支援のあり方の検討が課題として挙げられています。



●避難行動要支援者名簿登録制度等の周知強化と
避難行動へと結びつける意識啓発等による防災対策の強化

(6) 雇用・就労について

国においては、平成 28 年に障害者雇用促進法が改正され、障がい者の職場環境の改善等が示されているとともに、令和元年に障害者雇用促進法の一部改正法が施行され、障がい者の雇用状況についての的確な把握等が求められています。

アンケート調査結果で障がい者が働くために必要なことをみると、「勤務先の理解」が 33.2%と最も高く、次いで「仕事を継続するための支援」が 21.6%、「働くために必要な技術や知識等の習得」が 20.8%となっています。

市の取り組み状況においては、雇用に関する官公需の実績値の低迷が課題として挙げられています。



●障がい者の職場環境の改善や官公需の拡充等による雇用・就労支援の推進

(7) 地域交流について

アンケート調査結果で地域の活動や行事の参加状況をみると、「ほとんど参加していない」(37.3%)が4割弱と最も高い等、地域の活動や行事への参加が低迷している状況が伺えます。また、地域の理解を進めていくために重要なことをみると、「地域行事への障がい者の参加を促進する等、地域住民等との交流の場を増やすこと」が最上位に挙げられています。

市の取り組み状況においては、生涯学習やスポーツ活動等への参加促進では、障がいのある人が参加しやすい講座を企画することが、障がい者団体の活動支援では、団体会員の高齢化と活動の維持が課題として挙げられています。



●地域住民との交流の場づくり等の充実による地域交流支援の推進



1. 基本理念

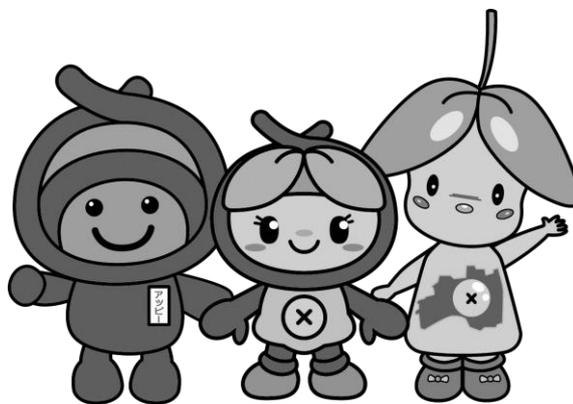
障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目標として掲げています。

本市では、「本宮市第2次総合計画 前期基本計画」の障がい者福祉分野において、「障がいによることなく、誰もが生きがいをもって安心して暮らしているまち」を施策目標として掲げています。

また、第1次計画においては、「障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち 共生社会を目指す もとみや」を基本理念に掲げ、さまざまな障がい者施策に関する取り組みを推進してきました。

これらは、障がい者施策を推進するための基本的な理念であり、今後も目標とすべき普遍的なテーマとして、本計画においても継承していきます。

障がい児・障がい者が、
生きがいをもって安心して生活しているまち
共生社会を目指す もとみや



2. 基本的視点

本計画の基本理念に基づき、具体的に計画を推進していくため、各施策に共通する考え方として、第1次計画を引き継ぎ、3つの基本的視点を定めます。

(1) ライフステージに応じた支援

障がいのある人への支援は、年齢や進学、卒業等で分断されることなく、その人の人生全体を視野に入れ、継続性・連続性のあるものとして展開します。成人後についても、地域での自立した生活を望む障がい者に対し、就労や自立した生活、居場所の確保への支援を進めていきます。

また、ライフステージに応じた支援を有効なものとするため、福祉、医療、雇用、教育等の各分野が有機的に連携することで、継続性・連続性を持って適切に支援を行うための基礎となる体制づくりに取り組みます。

(2) 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの種類別や程度、健康状態等に応じて、策定及び実施します。

特に、障がいのある子どもには、成人の障がい者とは異なる支援が必要であることに留意します。

また、障がい種別（身体、知的、精神障がい）や障がい程度により、障がい者本人が求めている支援ニーズについての情報収集を行い、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供を推進します。

(3) 障がい者をはじめとする当事者参画への支援

障がい者が自らの意思決定に基づき、社会に参加する主体であることを踏まえるとともに、障がい者施策の策定及びその実施にあたっては、障がい者及びその家族等の関係者の意見を聴く等、その意見を尊重するよう努めます。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談支援等の実施や情報提供、意思疎通のための手段や機会の確保を推進します。

エスディージーズ
SDGs の視点について

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「SDGs（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」が掲げられました。

本市の障がい者福祉においても、全17の目標のうち、特に関係性の深い目標として、次のような目標が挙げられます。

【障がい者福祉に関連する5つの目標】

3 すべての人に健康と福祉を	
4 質の高い教育をみんなに	
10 人や国の不平等をなくそう	
11 住み続けられるまちづくりを	
16 平和と公正をすべての人に	

3. 基本方針

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくため、第1次計画を引き継ぎ、4つの基本方針を定めます。

基本方針1 ともに支えあって暮らす

「共生社会」の実現に向け、地域住民一人ひとりが障がいや障がいのある人への正しい理解を深めることができるよう、年間を通した広報活動の充実を進めるとともに、関係団体との連携強化に取り組みます。

また、成年後見制度の利用促進の取り組み強化や人権擁護委員の活動の周知強化等、差別解消や権利擁護の推進に取り組みます。

基本方針2 住みなれた地域で暮らす

障がい者やその介助者が住みなれた地域で自立した生活を続けられ、生活の質を高めることができるよう、サービス提供事業所の確保等地域における多様な生活のあり方を支援するサービスの提供基盤の充実に取り組みます。

また、障がいを早期に発見し、早期治療・療育、各種保健・福祉施策への適切な誘導が図られるよう、保健・医療・福祉の連携強化による総合的な支援体制づくりを進めます。

基本方針3 自分らしく生き生きと暮らす

障がい児がそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、家庭児童相談員による相談支援の充実や特別支援教育支援員の拡充等に取り組みます。

また、関係機関との情報共有や連携強化による障がい者の就業支援や働くための環境づくりを行うとともに、障がい者やその家族、障がい者団体等のニーズの把握に努め、生涯学習等のさまざまな活動への支援の充実に取り組みます。

基本方針4 安心・快適に暮らすためのまちづくり

障がい者が住みなれた地域で安心かつ快適な暮らしが続けられるよう、障がい者や地域住民のニーズの把握による生活環境づくりとともに、関係機関との連携による防災体制のあり方の検討等、障がいのある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれる心配のない、安全・安心のまちづくりを進めます。

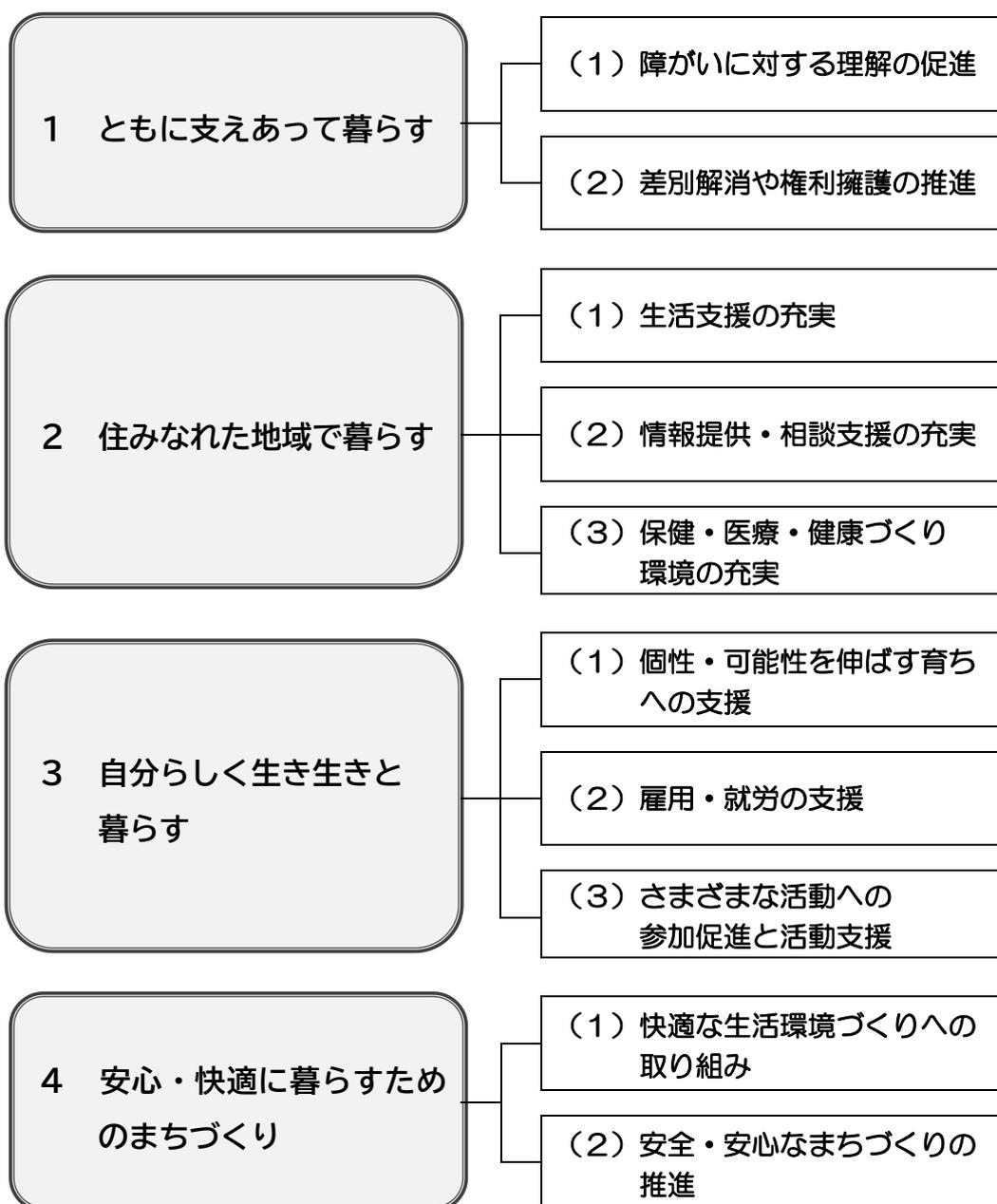
4. 施策体系

《 基本理念 》

障がい児・障がい者が、
生きがいをもって安心して生活しているまち
共生社会を目指す もとみや

《 基本方針 》

《 基本施策 》



《基本施策別施策項目》

	基本施策	施策項目
基本方針1	(1) 障がいに対する理解の促進	①市民の意識啓発・広報活動の充実
		②福祉教育の推進
		③交流の機会や場の確保
		④ボランティア活動・支え合い活動の推進
	(2) 差別解消や権利擁護の推進	①権利擁護の推進
		②虐待防止体制の整備
基本方針2	(1) 生活支援の充実	①障がい福祉サービスの推進
		②地域生活支援事業の推進
		③高齢者福祉サービスとの連携
		④サービスの質の向上
		⑤介助者への支援
	(2) 情報提供・相談支援の充実	①総合的な相談支援の推進
		②人材の育成
		③情報提供体制の充実
	(3) 保健・医療・健康づくり環境の充実	①障がいの早期発見とフォローの推進
		②障がい者への適切な保健・医療サービスの充実
		③かかりつけ医の定着
		④心の健康づくり・自殺予防の充実

	基本施策	施策項目
基本方針3	(1) 個性・可能性を伸ばす育ちへの支援	①療育の充実
		②障がい児保育の推進
		③子育て支援サービスとの連携
		④就学指導の推進
		⑤特別支援教育の推進
		⑥保育・教育施設の整備
		⑦発達障がいについての啓発
	(2) 雇用・就労の支援	①障がい者の雇用等の支援
		②関係機関とのネットワークづくり
		③仕事の開拓・拡大に向けた取り組み
		④官公需の促進
	(3) さまざまな活動への参加促進と活動支援	①生涯学習やスポーツ活動等への参加促進
		②参加を側面的に支える取り組み
③障がい者団体の活動支援		
④まちづくり等への参画促進		
基本方針4	(1) 快適な生活環境づくりへの取り組み	①ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの推進
		②住宅確保に対する支援
		③快適な居住環境の向上
		④外出支援の推進
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	①障がい者に配慮した防災対策の推進
		②地域ぐるみの安全活動の推進

第4章 施策の展開



基本方針1. とともに支えあって暮らす

(1) 障がいに対する理解の促進

「共生社会」の実現に向け、障がい者差別の解消のための「障害者差別解消法」が施行される等、地域住民一人ひとりが障がいや障がいのある人への正しい理解を深めることがより重要となっています。また、調査結果をみると、職場での障がいに対する理解促進や学校での障がいに関する教育が必要とされていることから、年間を通じた広報活動の充実を進めるとともに、関係団体との連携強化による障がいに対する理解促進等に取り組みます。

施策項目	①市民の意識啓発・広報活動の充実
施策内容	市の広報紙「広報もとみや」や社会福祉協議会の広報紙「本宮市社協だより・ふれあい」等による、年間を通じた広報活動の充実に取り組みます。 また、障がいマークの普及や障がい者が必要とする配慮について具体的に示し、コミュニケーションの円滑化を図ります。 さらに今後は、さまざまな媒体を活用するとともに、年間を通じた情報発信に取り組みます。
施策項目	②福祉教育の推進
施策内容	社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、障がいのある人との交流会や体験学習等を通じた福祉教育を行います。 また、地域住民等が参加できる障がいや福祉に関する講習会、出前講座等を開催し、学習の場を提供します。
施策項目	③交流の機会や場の確保
施策内容	障がいのある人とそうでない人との交流機会や場を確保し、互いの理解促進が図れるよう、「世界自閉症啓発デー本宮」等の交流事業の開催に取り組みます。 また、障がい者に係る団体と市の連携を強化し、障がいに対する理解促進について、協力して取り組みます。

施策項目	④ボランティア活動・支え合い活動の推進
施策内容	障がいのない人が、障がい者と地域において、ともに生活し支えあう意識を育み、障がい者の地域生活のサポーターとなるよう、社会福祉協議会（ボランティア連絡協議会）と連携し、ボランティアの育成・活動支援と支え合いの地域福祉活動に取り組みます。

（２）差別解消や権利擁護の推進

意思能力が十分ではないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がい者が、安心して日常生活を送れるよう、国においては、成年後見制度の利用促進の取り組み強化が示されたことから、関係機関との連携を強化し、成年後見制度が必要な障がい者の把握や制度の周知強化等に取り組みます。

また、権利擁護活動の推進に向け、人権擁護委員の活動の周知強化に取り組みます。

さらに、国からは、雇用者等による障がい者への虐待の防止とその養護者に対する支援等が示されているため、関係機関との連携強化や養護者に対する支援等の充実に取り組みます。

施策項目	①権利擁護の推進
施策内容	<p>社会福祉協議会が窓口となっている日常生活自立支援事業や、地域包括支援センターが窓口となっている成年後見制度利用援助事業、地域生活支援事業で実施する成年後見制度利用援助事業等が、適切に利用されるよう、相談等のきめ細かな対応に取り組みます。</p> <p>また、関係機関との連携を強化し、成年後見制度が必要な障がい者の把握を進めるとともに、制度の周知強化や利用相談の充実に取り組みます。</p> <p>さらに、権利擁護活動に携わっている人権擁護委員による人権相談所や市内各種イベント等の啓発活動の支援に取り組むとともに、人権擁護委員の活動が十分に周知されていないことから、今後は、人権擁護委員活動の周知強化等の支援を通じて、人権尊重の大切さを学ぶ機会の設置に取り組みます。</p>

施策項目	②虐待防止体制の整備
施策内容	<p>障がい者に対する虐待防止・早期発見に向け、市の関係機関と連携し、「本宮市高齢者及び障害者虐待防止連絡会」を開催します。</p> <p>また、福島県あだち地域相談支援センターあだたらやあだち地方地域自立支援協議会等との連携強化とともに、複合的な問題を抱えている対象者や世帯がみられることから、今後は、養護者に対する支援も含め、複合的な問題に対する適切な対応・支援の充実に取り組みます。</p>

基本方針2. 住みなれた地域で暮らす

(1) 生活支援の充実

障がい者やその介助者が住みなれた地域で自立した生活を続けられ、生活の質を高めていくため、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が受けられるよう、地域における多様な生活のあり方を支援するサービスの提供基盤の充実に取り組みます。

また、本市において課題となっている、相談支援事業におけるサービス提供事業所の確保等に取り組みます。

施策項目	①障がい福祉サービスの推進
施策内容	<p>障害者総合支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、施設・居宅介護等のサービス利用等、支援が必要な障がい福祉サービスの給付を行います。本市において課題となっている相談支援事業所の確保についても、令和4年度開設に向けて取り組みます。</p> <p>また、適切な各種サービスの給付につながるよう、支援を必要とする対象者からの多様な相談や要望へのきめ細かい対応に取り組みます。</p> <p>なお今後も、地域での自立した生活を確保するため、グループホーム等の運営支援を進めます。</p>
施策項目	②地域生活支援事業の推進
施策内容	<p>地域での自立した生活を支えるため、安達管内3市村共同で、各種必須事業及び任意事業の効果的・効率的な実施に取り組みます。</p> <p>また、安達管内3市村共同の連携強化とともに、サービス提供事業所の確保に取り組みます。</p> <p>さらに、相談支援体制の強化や緊急時の受入等、地域生活拠点の充実を図ります。</p>
施策項目	③高齢者福祉サービスとの連携
施策内容	<p>支援が必要な高齢障がい者の暮らしを支えるため、高齢者福祉サービスと連携を図り、効果的なサービスの推進と適切な利用促進を図ります。</p>
施策項目	④サービスの質の向上
施策内容	<p>障がい福祉サービスの提供事業所や社会福祉協議会等で提供されるサービスの質が向上するよう、サービス提供事業所等との連携を強め、人材確保や研修の充実に取り組みます。</p>

施策項目	⑥介助者への支援
施策内容	<p>障がい者を養育・介護する家族等の負担軽減とリフレッシュのため、サービス提供事業所等との調整を図り、障がい者を日中に預けられる環境を整備します。</p> <p>また、情報交換や学習機会の提供等を行い、障がい者の家族間の交流の活発化を促します。</p> <p>今後も、サービス提供事業所の確保に取り組みます。</p>

(2) 情報提供・相談支援の充実

障がい者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、関係機関相互の情報共有を強化し、総合的な相談支援体制の充実を推進します。

また、障がい者が必要な情報を得ることができるよう、それぞれの障がいに配慮した情報伝達手段の拡大に取り組みます。

施策項目	①総合的な相談支援の推進
施策内容	<p>障がい者の多様化・複雑化するニーズに適切に対応できるよう、あだち地方地域自立支援協議会や相談支援事業所等の関係機関相互の情報共有を強化し、総合的な相談支援体制の充実を推進します。</p> <p>また、障がいのある人のみならず、それを支える家族（介護者）の悩みごとや心配ごと等を気軽に相談できる窓口となるよう、市の各種窓口を中心に、家庭児童相談員や地域で各種相談に携わっている民生委員・児童委員、身近な社会福祉協議会の相談窓口等との連携強化に取り組みます。</p>

施策項目	②人材の育成
施策内容	<p>安達管内3市村共同によるあだち地方地域自立支援協議会と連携し、多様で専門性が必要な相談等に対応できる相談支援コーディネーターの確保とともに、相談支援事業所の資質向上や福祉を支える人材養成の支援に取り組みます。</p>

施策項目	③情報提供体制の充実
施策内容	<p>「広報もとみや」や「身体障害者手帳のしおり」「療育手帳のしおり」、市のホームページ等の多様な媒体を活用し、障がい福祉サービスやその他の障がいに関するサービスの周知や情報提供に取り組みます。</p> <p>また、それぞれの障がいに配慮した音訳、手話通訳等の更なる充実に取り組み、情報伝達手段の拡大を進めます。</p>

(3) 保健・医療・健康づくり環境の充実

障がいの早期発見とフォロー体制の充実に向け、関係機関との連携を強化するとともに、広域圏での医療的ケア児の相談支援体制づくり等に取り組みます。

また、適切な保健・医療サービスの充実に向け、相談支援事業所との連携強化に取り組むとともに、心の健康づくりや自殺予防体制の充実に向け、臨床心理士や委託医療機関等との連携強化に取り組みます。

施策項目	①障がいの早期発見とフォローの推進
施策内容	<p>妊娠期から成人期まで、各ライフステージにおける検診を実施する中で、疾病の予防・早期発見・重症化予防に取り組みます。</p> <p>また、発達において経過観察や支援が必要な子どもと家庭が把握された際には、教育、相談支援専門員、事業所、児童相談所、子育て広場事業等との連携を強化し、就学まで切れ目のないフォロー体制の充実に取り組みます。</p> <p>さらに今後は、専門医療機関の充実に向け、相談支援事業所の拡充や関係職員の確保と知識・スキルの向上を図るとともに、広域圏での医療的ケア児の相談支援体制づくりに取り組みます。</p>

施策項目	②障がい者への適切な保健・医療サービスの充実
施策内容	<p>来所や電話等による随時相談に対応するとともに、適切な保健・医療サービスが受けられるよう、市と相談支援事業所の相談支援専門員が連携し、本人・家族の意向に沿った、適切な保健・医療サービスの支援を行います。</p> <p>また、必要に応じ、障がい者のみならずその家族の健康状態の把握と健康支援を行います。</p>

施策項目	③かかりつけ医の定着
施策内容	<p>障がいのある人にとっては、日常的に医療と切り離せない場合が多いことが考えられることから、かかりつけ医の定着に向け、本人及び家族の聞き取りにより、かかりつけ医の確認を行います。</p>

施策項目	④心の健康づくり・自殺予防の充実
施策内容	<p>自殺に追い込まれようとしている人が安心して相談できるよう、相談窓口を記載したリーフレットの作成・配布とともに、対面相談による「こころの相談室」や電話相談による「きぼうホットライン」の実施に取り組みます。</p> <p>また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を育成する「ゲートキーパー養成講座」の実施とともに、臨床心理士や委託医療機関等との連携強化に取り組みます。</p>

基本方針3. 自分らしく生き生きと暮らす

(1) 個性・可能性を伸ばす育ちへの支援

障がい児がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、家庭児童相談員による相談支援の充実をはじめ、特別支援教育支援員の拡充や障がい児保育における特別支援教育支援員の配置による障がい児の事故防止や発達の促進に向けた支援等に取り組みます。

また、保護者の不安を解消するために、情報交換会の場を設けるとともに、子育て支援団体との連携を進めます。

施策項目	①療育の充実
施策内容	一人ひとりの状況に応じた療育につながるよう、家庭児童相談員や保健師が「すすく広場」に参加し、経過見守りの必要な乳幼児の保護者等に対する相談・助言を行います。 また今後は、通所支援や支援センターへの適切な対応につながるよう、専門性や相談対応の向上のための研修会の参加に取り組みます。

施策項目	②障がい児保育の推進
施策内容	発達障がい等、障がいのある子ども等に対する地域の中での育ちに向け、支援医師の指導の下、集団生活が可能な子どもについては、保育所又は幼稚園での受け入れを行います。 また、必要に応じ特別支援教育支援員を配置し、障がい児の事故防止や発達の促進に向けた支援を行います。 さらに今後は、保育士等の人材不足が恒常化していることから、保育士の確保に取り組みます。

施策項目	③子育て支援サービスとの連携
施策内容	子育て応援センターあゆみを通じた、妊娠期から子育て期までのさまざまな相談・支援やさくらんぼひろば、えぼか、地域子育て支援センターを通じた、子どもの遊びの場の提供や親子の交流、子育て相談とともに、ファミリーサポートセンターや未就学児を抱えた子育て家庭に、研修を受けたボランティアが訪問するホームスタート等の子育て支援サービスの利用促進に取り組みます。 また今後は、子育て応援センターあゆみでの関係機関の情報共有の場の充実に取り組みます。 さらに、子どもの遊び場の設置について、子育て家庭のニーズが高いことから、子どもの遊び場の拡充に向けた検討に取り組むとともに、ファミリーサポートセンターの会員拡大に向けた検討に取り組みます。

施策項目	④就学指導の推進
施策内容	子どもの障がいにより就園・就学に不安を持つ保護者に対し、子どもにとっての適切な環境が整えられるよう、指導主事やスクールソーシャルワーカーが相談窓口となり、各種支援学校等と連携した支援を行います。

施策項目	⑤特別支援教育の推進
施策内容	<p>障がいのある児童・生徒に対し、十分な学習活動に参加できる環境を整えるため、特別支援教育支援員を配置し、適切な就学指導を行うとともに、通常学級における支援を行います。</p> <p>また今後は、特別支援教育支援員について、本宮市教育振興基本計画に基づき、令和5年までに24名の配置に取り組みます。</p> <p>さらに、特別支援を必要とする児童・生徒の就学指導に向けた南達方部特別支援教育推進協議会の開催とともに、特別支援教育にかかわる研修会や、特別支援教育コーディネーターや支援員を対象とした研修会の開催に取り組みます。</p>

施策項目	⑥保育・教育施設の整備
施策内容	<p>障がいのある子どもたちの学習環境づくりに向け、学校施設等長寿命化計画に基づき、多目的トイレやエレベーターが設置されていない教育施設等の整備を行います。</p> <p>また今後は、施設整備に向け、関係各課との連携や情報共有の強化に取り組みます。</p>

施策項目	⑦発達障がいについての啓発
施策内容	発達障がいに不安を抱く保護者に対し、専門機関への受診につながるよう、家庭児童相談員が働きかけを行います。

(2) 雇用・就労の支援

国においては、障害者雇用促進法の改正により、障がい者の雇用支援の充実が求められていることから、関係機関との情報共有や連携強化による就労支援をはじめ、担当部署の連携による進路支援、市職員をはじめとした障がい者雇用率の拡充等に取り組みます。

施策項目	①障がい者の雇用等の支援
施策内容	障がい者の雇用促進に向け、安達管内3市村共同で、合同企業説明会「障がい者おしごとフェア in あだち」を開催します。 また、社会福祉課と子ども福祉課が連携し、本人と保護者に対して、将来への希望や要望を聞く等、将来の進路についての支援を行います。 さらに今後は、地域の経済環境や雇用慣行の変化をとらえた動向の把握・分析を行います。
施策項目	②関係機関とのネットワークづくり
施策内容	対象児童のケース会議に参加し、対象児童の成育歴を踏まえた効果的な助言を積極的に行います。 また、あだち地方地域自立支援協議会に参加し、関係機関との情報共有や連携の強化を図り、就労につながる支援に取り組みます。
施策項目	③仕事の開拓・拡大に向けた取り組み
施策内容	県の工賃向上プランを踏まえ、あだち地方地域自立支援協議会と連携し、地域での仕事の開拓・拡大に取り組みます。 また、市職員をはじめとした障がい者雇用率の拡充を図ります。
施策項目	④官公需の促進
施策内容	障がい者の作業意欲を高め、工賃の増加や就労訓練できる場の確保等につながるよう、市役所での福祉施設への物品等の購入、印刷、役務等の発注に取り組みます。

(3) さまざまな活動への参加促進と活動支援

障がい者の円滑な社会参加の促進に向け、障がい者やその家族、障がい者団体等のニーズの把握に努め、生涯学習やスポーツ活動、まちづくり等のさまざまな活動への参加促進及び活動への支援に取り組みます。

施策項目	①生涯学習やスポーツ活動等への参加促進
施策内容	障がい者の社会参加促進に向け、障がいのある人が参加しやすい講座となるよう、障がい者のニーズを把握し、生涯学習等の講座の企画・運営に取り組みます。

施策項目	②参加を側面的に支える取り組み
施策内容	障がい者がさまざまな活動に参加しやすくなるための側面的な支援策として、手話通訳の派遣や障がい者支援ボランティア等の活用に取り組みます。

施策項目	③障がい者団体の活動支援
施策内容	社会福祉協議会と連携し、身体障がい者福祉会の活動の情報提供等を行います。 また、障がい者団体の会員の高齢化と団体活動の維持が課題として挙げられていることから、団体活動の支援のあり方についての検討に取り組みます。 さらに今後も、団体で行っている訪問活動やスポーツ大会への参加、子どもまつり、いも煮会の開催等の活動支援に取り組みます。

施策項目	④まちづくり等への参画促進
施策内容	まちづくりのための各種委員会等へ、障がい者が積極的に参画できるよう、庁内の体制の強化に取り組みます。 また、市の事業等についても、障がい者やその家族のニーズの把握に努め、障がい者やその家族の意見が反映できるような体制づくりに取り組みます。

基本方針4. 安心・快適に暮らすためのまちづくり

(1) 快適な生活環境づくりへの取り組み

誰にとってもやさしいまちづくりに向け、障がい者や地域住民のニーズの把握に努め、中央公民館もしくはサンライズもとみやへのエレベーターの設置に取り組みます。

また、快適な居住環境の提供に向け、障がい者への住宅改修補助制度の周知推進や、公営住宅におけるトイレ水洗化改修や住戸内の段差解消の検討等に取り組みます。

施策項目	①ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの推進
施策内容	<p>ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を踏まえ、障がい者や地域住民のニーズの把握に努め、利用者の視点に立った公共施設を整備するとともに、障がい者にやさしい庁内の環境づくりを推進します。</p> <p>また、中央公民館とサンライズもとみやでは、エレベーターがなく、2階へあがる場合バリアフリーとなっていないことから、今後は、中央公民館もしくはサンライズもとみやへのエレベーターの設置に取り組みます。</p> <p>さらに今後も、ユニバーサルデザインフォントを活用する等、ユニバーサルデザインについての理解を深め、日常で必要とされる場面におけるユニバーサルデザインの活用に取り組みます。</p>
施策項目	②住宅確保に対する支援
施策内容	<p>障がい者が住みなれた地域で、安全で快適に継続して生活が営めるよう、地域資源の把握をはじめ、体験型のグループホームや公営住宅の活用、アパートや空き家等の民間住宅の活用、利用者負担の軽減策等、さまざまな視点から関係機関との協議・検討に取り組みます。</p>
施策項目	③快適な居住環境の向上
施策内容	<p>快適な居住環境を確保するため、障がい者への住宅改修補助制度の周知推進等による支援を図ります。</p> <p>また、公営住宅について、トイレ水洗化改修を行うとともに、今後も、住戸内の段差解消や手摺りの設置の検討に取り組みます。</p>
施策項目	④外出支援の推進
施策内容	<p>障がい者が外出しやすい環境づくりに向け、重度障がい者タクシー料金等助成事業をはじめ、地域生活支援事業の自動車運転免許取得・改造費給付事業等に取り組みます。</p> <p>また、移動や外出を支援するサービスの周知とともに、サービスの利用促進に取り組みます。</p>

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

国においては、災害対策基本法の改正に伴う「避難行動要支援者名簿の作成」が求められており、本市においても令和元年10月に東日本台風被害が発生したことを受け、関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化や障がい者の意識啓発に取り組みます。

また、交通事故や消費生活トラブル等に巻き込まれないよう、地域における安全活動の更なる充実に取り組みます。

施策項目	①障がい者に配慮した防災対策の推進
施策内容	<p>本宮市地域防災計画に基づき、援護が必要な障がい者等については災害予防対策を推進するとともに、災害時の応急対策を講じます。特に、障がい者等は災害時に支援が必要となる可能性が高いことから、避難行動要支援者台帳システムと住基情報の連携を推進するとともに、災害時に、避難行動へどう結びつけるかが課題となっていることから、今後は、障がい者等の意識啓発に取り組みます。</p> <p>また、防災訓練において、障がい者の避難と誘導を想定した訓練や、ろう者と手話通訳者の参加訓練等の実施に取り組むとともに、今後は、災害時における共助による障がい者支援が確保されるよう、支援のあり方等の情報発信に取り組みます。</p>

施策項目	②地域ぐるみの安全活動の推進
施策内容	<p>南達交通安全大会及び各交通安全運動において、夜間帯における障がい者への交通事故防止へ向けた、夜光反射材用品の配布や啓発活動の実施に取り組みます。</p> <p>また今後は、交通事故や消費生活被害の防止対策において、各関係機関等と情報共有による障がい者支援が確保されるよう、支援のあり方等の情報発信に取り組みます。</p> <p>さらに、消費生活にかかわる被害を未然に防ぐよう、啓発チラシの配布やまちづくり出前講座を実施します。</p>



1. 障がい者の生活を支援するネットワークの構築

(1) 庁内体制の整備

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換・共有を行うとともに、連携した体制を整備し、計画を推進します。

(2) 地域ネットワークの強化

市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療機関、教育機関、雇用関係、施設関係、市民等のさまざまな立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

(3) 国、県、近隣市町村との連携

障がいのある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策を推進します。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

さらに、近隣市町村と連携した取り組みを推進します。

2. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

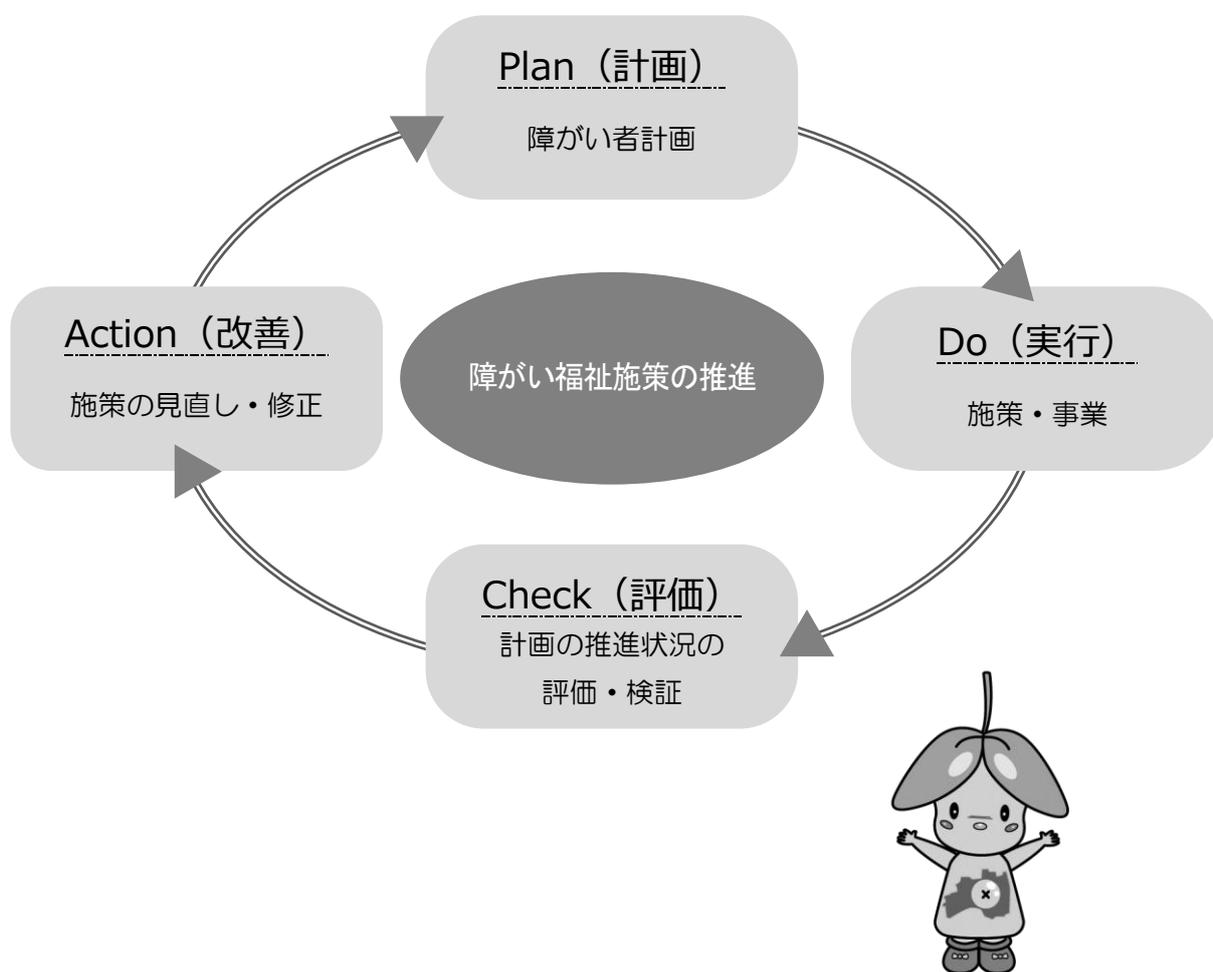
本計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの協力が重要です。計画の公表は、より多くの市民に周知することや、透明性を確保する上で必要であることから、市ホームページや広報紙への掲載等、あらゆる機会を通して計画や進捗状況を公表し、市民への情報提供を行います。

(2) 計画の進行管理

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

また、本宮市保健福祉行政推進協議会において、計画の全体的な実施状況の点検や意見交換を行いながら計画を推進します。

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」に沿って進捗状況の評価・検証を行いながら、改善を重ねていきます。



資料編

1. 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱

(設置)

第1条 本市の保健福祉行政全般における各種計画及び諸問題に対し、効率的な実現を推進するため、本宮市保健福祉行政推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本宮市地域福祉計画に関すること。
- (2) 本宮市保健計画に関すること。
- (3) 本宮市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) 本宮市障がい者計画に関すること。
- (5) 本宮市障がい福祉計画に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員の定数は、15人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦のあった者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委員報償)

第7条 委員の報償については、本宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年本宮市条例第51号)のうち国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に準じるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日告示第137号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年5月23日告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第22号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2. 本宮市保健福祉行政推進協議会（策定委員会）委員名簿

選出区分	職名	氏名	備考
1号委員	会長	藤本 真	特定非営利活動法人 オハナ・おうえんじゃー理事長
	委員	熊田 伸子	郡山女子大学教授
	委員	吉田 幹男	よしだ内科院長
	委員	菅野 敦子	家庭児童相談員
2号委員	副会長	森 藤 雅 之	本宮方部特別支援教育推進委員会 委員長
	委員	芦 間 則 行	本宮市社会福祉協議会会長
	委員	栞 原 一 美	本宮市身体障がい者福祉会会長
	委員	石 井 清	本宮市民生児童委員協議会会長
	委員	渡 邊 薫	主任児童委員
	委員	矢 島 八重子	本宮市健康を守る連盟会計
	委員	遠 藤 恵美子	本宮市女性団体連絡協議会会長
	委員	石 橋 宏 章	もとみや青年会議所副理事長

3. 本宮市障がい福祉推進本部規程

平成21年4月27日

訓令第15号

改正 平成21年9月11日訓令第26号

平成23年12月9日訓令第20号

平成24年3月28日訓令第2号

(設置)

第1条 本市の障がい福祉事業推進のため、本宮市障がい福祉推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本宮市障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 本宮市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障がい者施策全般に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長に保健福祉部長、副本部長に社会福祉課長をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は会務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、本部長が、会議の議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 本部長は、所掌事項に係る専門的な調査研究を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部及び部会に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日訓令第26号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職名
本部長	保健福祉部長
副本部長	社会福祉課長
委員	総務課長
委員	財政課長
委員	政策推進課長
委員	高齢福祉課長
委員	子ども福祉課長
委員	保健課長
委員	市民福祉課長
委員	幼保学校課長

4. 策定の経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和元年 11月8日～ 11月28日	『本宮市第2次障がい者計画』 策定のためのアンケート調査 の実施	■市内在住の障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方及び自立支援医療費受給者（1,660件）
令和2年 3月18日	第1回本宮市保健福祉行政推進協議会	■アンケート調査結果について
9月3日	第1回本宮市障がい福祉推進本部会議	■本宮市第2次障がい者計画・素案について
9月14日	第2回本宮市保健福祉行政推進協議会	■本宮市第2次障がい者計画・素案について ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催
10月12日	課長会議	■本宮市第2次障がい者計画・素案について
10月15日	庁議	■本宮市第2次障がい者計画・素案について
10月22日～ 11月4日	パブリックコメントの実施	
11月16日	庁議	■本宮市第2次障がい者計画・素案について（パブリックコメント反映）
12月8日	庁議	■本宮市第2次障がい者計画・素案について（最終案）

本宮市第2次障がい者計画

発行年月 : 令和2年12月

発行 : 福島県 本宮市

編集 : 福島県 本宮市 保健福祉部 社会福祉課

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212 番地

電話 : 0243-24-5371

FAX : 0243-34-3138

メール : shakaifukushi@city.motomiya.lg.jp



本宮市第2次障がい者計画

令和2年12月